

函 総 災

令和 7 年(2025年) 6 月 9 日

総務常任委員会委員 各位

危 機 管 理 監

函館市地域防災計画（改訂案）に対するパブリックコメント
（意見公募）手続の実施について

このことについて、国や北海道の防災計画の改訂等を踏まえた修正等による標記計画の改訂にあたり、函館市パブリックコメント（意見公募）手続要綱に基づき、下記のとおり市民等からの意見を募集いたします。

つきましては、委員の皆様へ公表する資料を配付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

記

1 案件名

函館市地域防災計画（改訂案）

2 意見募集期間

令和 7 年(2025年) 6 月 9 日 ～ 令和 7 年(2025年) 7 月 8 日

3 結果公表の予定時期

令和 7 年(2025年) 7 月（予定）

4 公表する資料

函館市地域防災計画 改訂案の概要

函館市地域防災計画 改訂案（新旧対照表）

（総務部災害対策課）

函館市地域防災計画（改訂案）の概要

■函館市地域防災計画

災害対策基本法第42条，函館市防災会議条例第3条に基づき，市民の生命，身体および財産を災害から守ることを目的に函館市防災会議が作成するもの

■函館市地域防災計画の構成

第1章	総則	第5章	個別災害対策計画
第2章	災害予防計画	第6章	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画
第3章	災害応急対策		
第4章	災害復旧計画		

■計画改訂の趣旨

令和6年能登半島地震を踏まえた国の防災基本計画および北海道地域防災計画の修正等の反映

■主な修正項目

総則

- ・観光客など市に滞在するあらゆる人々も保護対象

災害予防計画

- ・女性防災リーダーの育成など男女共同参画の促進
- ・家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズに配慮
- ・消防団の強化に向けて車両・資機材等の充実
- ・広域避難の円滑な実施に向けた対応手順の明確化
- ・観光施設を通じ観光客へ情報提供できる体制の構築
- ・冬期の避難誘導體制の検討
- ・在宅避難者等の支援拠点を設置

災害応急対策

- ・災害情報等の通信手段の多重化・多様化
- ・相互応援（受援）体制の整備
- ・避難所開設当初からパーティション，簡易ベッド等を設置
- ・避難所運営において被災者の尊厳が保たれるよう配慮
- ・救援物資拠点の設置および民間施設の活用
- ・緊急輸送手段に無人航空機を活用
- ・応急住宅にムービングハウス等を活用

頁	現 行	修 正 案	修正理由																		
	第 1 章 総 則 第 1 節 計画の方針	第 1 章 総 則 第 1 節 計画の方針																			
1	第 1 項 計画の目的 函館市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条および函館市防災会議条例第 3 条の規定に基づき、市民の生命、身体および財産を災害から守ることを目的として、函館市防災会議が作成するものである。 （略） なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDG s）」の主にゴール 1、11、13、17 の達成に資するものである。  （略）	第 1 項 計画の目的 函館市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条および函館市防災会議条例第 3 条の規定に基づき、市民をはじめ観光客や外国人等、市に滞在するあらゆる人々の生命、身体および財産を災害から守ることを目的として、函館市防災会議が作成するものである。 （略） なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDG s）」の主にゴール 1、2、3、5、6、7、9、11、13、15、17 の達成に資するものである。  （略）	道地域防災計画改訂に伴う修正 道地域防災計画改訂に伴う修正																		
3	第 4 項 計画の修正 函館市地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。 「函館市地域防災計画の沿革」 <table><tr><th>年 月</th><th>事 項</th></tr><tr><td>昭和38年12月</td><td>函館市地域防災計画作成</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>令和 6 年 2 月</td><td>第13回修正</td></tr></table> （略）	年 月	事 項	昭和38年12月	函館市地域防災計画作成	（略）	（略）	令和 6 年 2 月	第13回修正	第 4 項 計画の修正 函館市地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。 「函館市地域防災計画の沿革」 <table><tr><th>年 月</th><th>事 項</th></tr><tr><td>昭和38年12月</td><td>函館市地域防災計画作成</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>令和 6 年 2 月</td><td>第13回修正</td></tr><tr><td>令和 7 年 月</td><td>第14回修正</td></tr></table> （略）	年 月	事 項	昭和38年12月	函館市地域防災計画作成	（略）	（略）	令和 6 年 2 月	第13回修正	令和 7 年 月	第14回修正	改訂履歴の追記
年 月	事 項																				
昭和38年12月	函館市地域防災計画作成																				
（略）	（略）																				
令和 6 年 2 月	第13回修正																				
年 月	事 項																				
昭和38年12月	函館市地域防災計画作成																				
（略）	（略）																				
令和 6 年 2 月	第13回修正																				
令和 7 年 月	第14回修正																				

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	第3節 函館市防災会議 第2項 防災会議の構成 6 函館市防災会議は、市長を会長とし、函館市防災会議条例第2条第5項に定める次の防災関係機関および団体をもって構成する。 会長 函館市長 指定地方行政機関 北海道開発局函館開発建設部長 北海道運輸局函館運輸支局長 東京航空局函館空港事務所空港長 第一管区海上保安本部函館海上保安部長 第一管区海上保安本部函館航空基地長 函館地方気象台長 北海道財務局函館財務事務所長 北海道農政事務所函館地域拠点地方参事官 自衛隊 陸上自衛隊函館駐屯地第28普通科連隊長 海上自衛隊函館基地隊司令 北海道知事部内 渡島総合振興局長 北海道警察 函館方面本部長 函館中央警察署長 函館西警察署長 函館市長部内 副市長(2) 総務部長 戸井支所長 恵山支所長 蝦法華支所長 南茅部支所長 函館市教育委員会教育長 函館市消防本部消防長 函館市消防団連合消防団長 指定公共機関 日本郵便株式会社函館中央郵便局長 日本放送協会函館放送局長 東日本電信電話株式会社北海道事業部北海道南支店長 北海道旅客鉄道株式会社函館支社執行役員函館支社長 日本通運株式会社函館支店長 北海道電力ネットワーク株式会社道南統括支店長 日本貨物鉄道株式会社北海道支社函館貨物駅長 日本銀行函館支店長 日本赤十字社北海道支部函館市地区参与 指定地方公共機関 公益社団法人函館市医師会長 北海道放送株式会社函館放送局長 札幌テレビ放送株式会社函館放送局長 北海道ガス株式会社函館支店執行役員函館支店長 一般社団法人函館歯科医師会長 一般社団法人函館地区トラック協会専務理事 公益社団法人北海道看護協会道南南支部長 公共の団体等 函館商工会議所総務課長 函館市町会連合会長 社会福祉法人函館市社会福祉協議会長 一般社団法人函館薬剤師会長 函館市女性会議会長 函館山ロープウェイ株式会社FMいゝか次長	第3節 函館市防災会議 第2項 防災会議の構成 函館市防災会議は、市長を会長とし、函館市防災会議条例第2条第5項に定める次の防災関係機関および団体をもって構成する。 会長 函館市長 指定地方行政機関 北海道開発局函館開発建設部長 北海道運輸局函館運輸支局長 東京航空局函館空港事務所空港長 第一管区海上保安本部函館海上保安部長 第一管区海上保安本部函館航空基地長 函館地方気象台長 北海道財務局函館財務事務所長 北海道農政事務所函館地域拠点地方参事官 自衛隊 陸上自衛隊函館駐屯地第28普通科連隊長 海上自衛隊函館基地隊司令 北海道知事部内 渡島総合振興局長 北海道警察 函館方面本部警備課長 函館中央警察署長 函館西警察署長 函館市長部内 副市長(2) 総務部危機管理監 戸井支所長 恵山支所長 蝦法華支所長 南茅部支所長 函館市教育委員会教育長 函館市消防本部消防長 函館市消防団連合消防団長 指定公共機関 日本郵便株式会社函館中央郵便局長 日本放送協会函館放送局長 東日本電信電話株式会社北海道事業部北海道南支店長 北海道旅客鉄道株式会社函館支社長 日本通運株式会社函館支店長 北海道電力ネットワーク株式会社道南統括支店長 日本貨物鉄道株式会社北海道支社函館貨物駅長 日本銀行函館支店長 日本赤十字社北海道支部函館市地区参与 指定地方公共機関 公益社団法人函館市医師会長 北海道放送株式会社函館放送局長 札幌テレビ放送株式会社函館放送局長 北海道ガス株式会社函館支店長 一般社団法人函館歯科医師会長 一般社団法人函館地区トラック協会専務理事 公益社団法人北海道看護協会道南南支部長 公共の団体等 函館商工会議所総務課長 函館市町会連合会長 社会福祉法人函館市社会福祉協議会長 一般社団法人函館薬剤師会長 函館市女性会議会長 函館山ロープウェイ株式会社FMいゝか次長	役職名の変更による修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由								
9	第4節 市および防災関係機関が行う業務の大綱と市民等の責務 第1項 市および防災関係機関等が行う業務の大綱 1. 指定地方行政機関 <table><tr><th>機 関 名</th><th>業 務 の 大 綱</th></tr><tr><td>北海道総合通信局</td><td><u>・災害時における電気通信の確保および非常通信の訓練、運用、管理</u></td></tr></table>	機 関 名	業 務 の 大 綱	北海道総合通信局	<u>・災害時における電気通信の確保および非常通信の訓練、運用、管理</u>	第4節 市および防災関係機関が行う業務の大綱と市民等の責務 第1項 市および防災関係機関等が行う業務の大綱 1. 指定地方行政機関 <table><tr><th>機 関 名</th><th>業 務 の 大 綱</th></tr><tr><td>北海道総合通信局</td><td> ・非常通信の確保等および北海道地方非常通信協議会の運営に関すること ・災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること ・災害対策用移動通信機器および災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること ・非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更および無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること ・電気通信事業者および放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関すること </td></tr></table>	機 関 名	業 務 の 大 綱	北海道総合通信局	・非常通信の確保等および北海道地方非常通信協議会の運営に関すること ・災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること ・災害対策用移動通信機器および災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること ・非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更および無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること ・電気通信事業者および放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関すること	道地域防災計画改訂に伴う修正
機 関 名	業 務 の 大 綱										
北海道総合通信局	<u>・災害時における電気通信の確保および非常通信の訓練、運用、管理</u>										
機 関 名	業 務 の 大 綱										
北海道総合通信局	・非常通信の確保等および北海道地方非常通信協議会の運営に関すること ・災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること ・災害対策用移動通信機器および災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること ・非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更および無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること ・電気通信事業者および放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関すること										
10	6. 指定公共機関 <table><tr><th>機 関 名</th><th>業 務 の 大 綱</th></tr><tr><td>東日本電信電話株式会社 北海道事業部北海道南支店 （東日本電信電話北海道南支店）</td><td> ・非常および緊急通信の実施 ・災害時における通信の確保 </td></tr></table>	機 関 名	業 務 の 大 綱	東日本電信電話株式会社 北海道事業部北海道南支店 （東日本電信電話北海道南支店）	・非常および緊急通信の実施 ・災害時における通信の確保	6. 指定公共機関 <table><tr><th>機 関 名</th><th>業 務 の 大 綱</th></tr><tr><td>東日本電信電話株式会社 北海道事業部北海道南支店 （東日本電信電話北海道南支店）</td><td> ・通信設備等の防災対策に関すること ・重要通信の確保に関すること ・災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること </td></tr></table>	機 関 名	業 務 の 大 綱	東日本電信電話株式会社 北海道事業部北海道南支店 （東日本電信電話北海道南支店）	・通信設備等の防災対策に関すること ・重要通信の確保に関すること ・災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること	道地域防災計画改訂に伴う修正
機 関 名	業 務 の 大 綱										
東日本電信電話株式会社 北海道事業部北海道南支店 （東日本電信電話北海道南支店）	・非常および緊急通信の実施 ・災害時における通信の確保										
機 関 名	業 務 の 大 綱										
東日本電信電話株式会社 北海道事業部北海道南支店 （東日本電信電話北海道南支店）	・通信設備等の防災対策に関すること ・重要通信の確保に関すること ・災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること										

函館市地域防災計画 新旧対照表

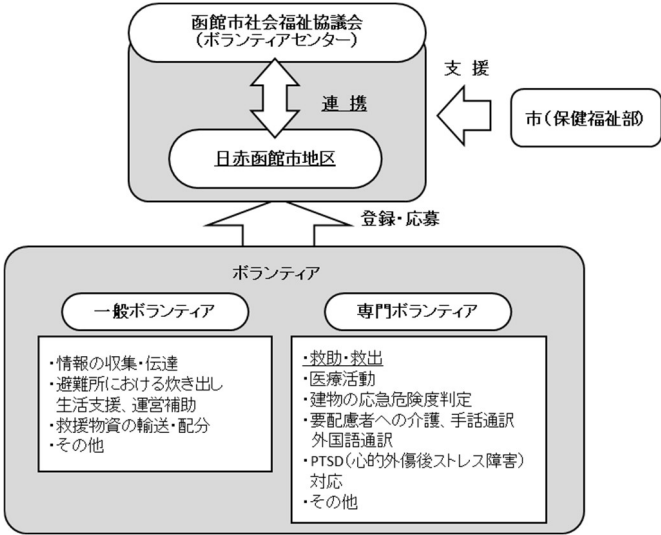
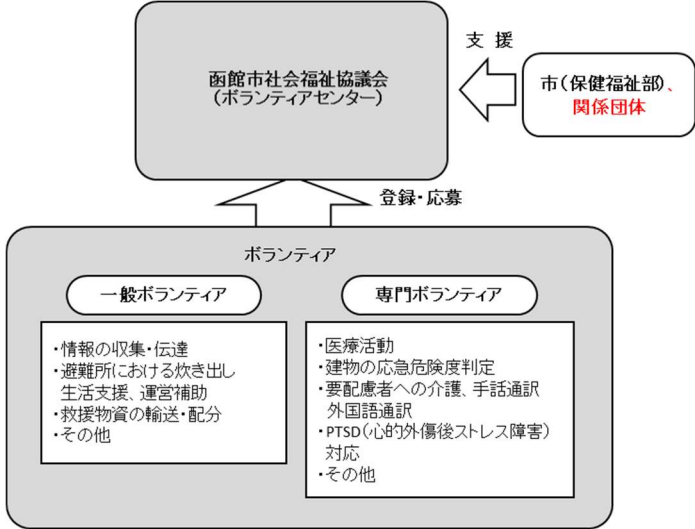
頁	現 行		修 正 案		修正理由
11	機 関 名	業 務 の 大 綱	機 関 名	業 務 の 大 綱	道地域防災計画改訂に伴う修正
	株式会社N T T ドコモ 北海道支社函館支店	・非常および緊急通信の実施 ・災害時における通信の確保	株式会社N T T ドコモ 北海道支社函館支店	・通信設備等の防災対策に関すること ・重要通信の確保に関すること ・災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること	
	K D D I 株式会社	・非常および緊急通信の実施 ・災害時における通信の確保	K D D I 株式会社	・通信設備等の防災対策に関すること ・重要通信の確保に関すること ・災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること	
	ソフトバンク株式会社	・非常および緊急通信の実施 ・災害時における通信の確保	ソフトバンク株式会社	・通信設備等の防災対策に関すること ・重要通信の確保に関すること ・災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること	
	(略)		楽天モバイル株式会社	・通信設備等の防災対策に関すること ・重要通信の確保に関すること ・災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること	
			(略)		

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
17	第5節 市域の災害環境	第5節 市域の災害環境	令和5・6年を追記																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第1項 自然条件	第1項 自然条件																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	3. 気象	3. 気象																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	気 象 概 況	気 象 概 況																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	<table><tr><th rowspan="2">要素 年</th><th colspan="3">気 温 (℃)</th><th rowspan="2">平 均 湿 度 (%)</th><th rowspan="2">年降水量 (mm)</th><th rowspan="2">最 深 積 雪 (cm)</th><th rowspan="2">平 均 風 速 (m/s)</th><th rowspan="2">地 震 回 数 (有感)</th></tr><tr><th>平 均</th><th>最 高</th><th>最 低</th></tr><tr><td>平成20</td><td>9.5</td><td>28.9</td><td>-12.4</td><td>72</td><td>879.0</td><td>41</td><td>3.7</td><td>6</td></tr><tr><td>21</td><td>9.5</td><td>29.5</td><td>-11.5</td><td>72</td><td>1,339.0</td><td>35</td><td>3.5</td><td>5</td></tr><tr><td>22</td><td>9.9</td><td>33.0</td><td>-13.8</td><td>72</td><td>1,189.0</td><td>47</td><td>3.4</td><td>10</td></tr><tr><td>23</td><td>9.4</td><td>32.5</td><td>-12.1</td><td>74</td><td>1,116.0</td><td>50</td><td>3.4</td><td>44</td></tr><tr><td>24</td><td>9.5</td><td>32.6</td><td>-14.7</td><td>75</td><td>1,228.5</td><td>91</td><td>3.5</td><td>13</td></tr><tr><td>25</td><td>9.4</td><td>30.7</td><td>-13.6</td><td>76</td><td>1,323.0</td><td>55</td><td>3.5</td><td>7</td></tr><tr><td>26</td><td>9.4</td><td>31.8</td><td>-14.4</td><td>74</td><td>1,078.5</td><td>57</td><td>3.5</td><td>10</td></tr><tr><td>27</td><td>10.3</td><td>30.5</td><td>-9.0</td><td>75</td><td>1,143.0</td><td>33</td><td>3.6</td><td>14</td></tr><tr><td>28</td><td>9.7</td><td>32.7</td><td>-11.0</td><td>75</td><td>1,244.0</td><td>58</td><td>3.6</td><td>8</td></tr><tr><td>29</td><td>9.4</td><td>32.4</td><td>-12.0</td><td>76</td><td>1,291.0</td><td>27</td><td>3.5</td><td>6</td></tr><tr><td>30</td><td>9.8</td><td>30.9</td><td>-13.7</td><td>77</td><td>1,578.0</td><td>82</td><td>3.5</td><td>25</td></tr><tr><td>令和元</td><td>10.0</td><td>31.1</td><td>-14.1</td><td>74</td><td>937.0</td><td>49</td><td>3.6</td><td>10</td></tr><tr><td>2</td><td>10.2</td><td>32.7</td><td>-13.4</td><td>76</td><td>1,119.5</td><td>21</td><td>3.5</td><td>10</td></tr><tr><td>3</td><td>10.3</td><td>33.9</td><td>-14.1</td><td>76</td><td>1,255.5</td><td>44</td><td>3.6</td><td>12</td></tr><tr><td>4</td><td>10.2</td><td>30.7</td><td>-13.1</td><td>76</td><td>1,441.0</td><td>44</td><td>3.4</td><td>11</td></tr></table>	要素 年		気 温 (℃)			平 均 湿 度 (%)	年降水量 (mm)	最 深 積 雪 (cm)	平 均 風 速 (m/s)	地 震 回 数 (有感)	平 均	最 高	最 低	平成20	9.5	28.9	-12.4	72	879.0	41	3.7	6	21	9.5	29.5	-11.5	72	1,339.0	35	3.5	5	22	9.9	33.0	-13.8	72	1,189.0	47	3.4	10	23	9.4	32.5	-12.1	74	1,116.0	50	3.4	44	24	9.5	32.6	-14.7	75	1,228.5	91	3.5	13	25	9.4	30.7	-13.6	76	1,323.0	55	3.5	7	26	9.4	31.8	-14.4	74	1,078.5	57	3.5	10	27	10.3	30.5	-9.0	75	1,143.0	33	3.6	14	28	9.7	32.7	-11.0	75	1,244.0	58	3.6	8	29	9.4	32.4	-12.0	76	1,291.0	27	3.5	6	30	9.8	30.9	-13.7	77	1,578.0	82	3.5	25	令和元	10.0	31.1	-14.1	74	937.0	49	3.6	10	2	10.2	32.7	-13.4	76	1,119.5	21	3.5	10	3	10.3	33.9	-14.1	76	1,255.5	44	3.6	12	4	10.2	30.7	-13.1	76	1,441.0	44	3.4	11	<table><tr><th rowspan="2">要素 年</th><th colspan="3">気 温 (℃)</th><th rowspan="2">平 均 湿 度 (%)</th><th rowspan="2">年降水量 (mm)</th><th rowspan="2">最 深 積 雪 (cm)</th><th rowspan="2">平 均 風 速 (m/s)</th><th rowspan="2">地 震 回 数 (有感)</th></tr><tr><th>平 均</th><th>最 高</th><th>最 低</th></tr><tr><td>平成22</td><td>9.9</td><td>33</td><td>-13.8</td><td>72</td><td>1,189.0</td><td>47</td><td>3.4</td><td>10</td></tr><tr><td>23</td><td>9.4</td><td>32.5</td><td>-12.1</td><td>74</td><td>1,116.0</td><td>50</td><td>3.4</td><td>44</td></tr><tr><td>24</td><td>9.5</td><td>32.6</td><td>-14.7</td><td>75</td><td>1,228.5</td><td>91</td><td>3.5</td><td>13</td></tr><tr><td>25</td><td>9.4</td><td>30.7</td><td>-13.6</td><td>76</td><td>1,323.0</td><td>55</td><td>3.5</td><td>7</td></tr><tr><td>26</td><td>9.4</td><td>31.8</td><td>-14.4</td><td>74</td><td>1,078.5</td><td>57</td><td>3.5</td><td>10</td></tr><tr><td>27</td><td>10.3</td><td>30.5</td><td>-9</td><td>75</td><td>1,143.0</td><td>33</td><td>3.6</td><td>14</td></tr><tr><td>28</td><td>9.7</td><td>32.7</td><td>-11</td><td>75</td><td>1,244.0</td><td>58</td><td>3.6</td><td>8</td></tr><tr><td>29</td><td>9.4</td><td>32.4</td><td>-12</td><td>76</td><td>1,291.0</td><td>27</td><td>3.5</td><td>6</td></tr><tr><td>30</td><td>9.8</td><td>30.9</td><td>-13.7</td><td>77</td><td>1,578.0</td><td>82</td><td>3.5</td><td>25</td></tr><tr><td>令和元</td><td>10</td><td>31.1</td><td>-14.1</td><td>74</td><td>937.0</td><td>49</td><td>3.6</td><td>10</td></tr><tr><td>2</td><td>10.2</td><td>32.7</td><td>-13.4</td><td>76</td><td>1,119.5</td><td>21</td><td>3.5</td><td>10</td></tr><tr><td>3</td><td>10.3</td><td>33.9</td><td>-14.1</td><td>76</td><td>1,255.5</td><td>44</td><td>3.6</td><td>12</td></tr><tr><td>4</td><td>10.2</td><td>30.7</td><td>-13.1</td><td>76</td><td>1,441.0</td><td>44</td><td>3.4</td><td>11</td></tr><tr><td>5</td><td>11.2</td><td>35.4</td><td>-13.1</td><td>77</td><td>1,005.5</td><td>47</td><td>3.3</td><td>11</td></tr><tr><td>6</td><td>11</td><td>32.2</td><td>-10.4</td><td>75</td><td>1,060.5</td><td>30</td><td>3.3</td><td>5</td></tr></table>	要素 年	気 温 (℃)			平 均 湿 度 (%)	年降水量 (mm)	最 深 積 雪 (cm)	平 均 風 速 (m/s)	地 震 回 数 (有感)	平 均	最 高	最 低	平成22	9.9	33	-13.8	72	1,189.0	47	3.4	10	23	9.4	32.5	-12.1	74	1,116.0	50	3.4	44	24	9.5	32.6	-14.7	75	1,228.5	91	3.5	13	25	9.4	30.7	-13.6	76	1,323.0	55	3.5	7	26	9.4	31.8	-14.4	74	1,078.5	57	3.5	10	27	10.3	30.5	-9	75	1,143.0	33	3.6	14	28	9.7	32.7	-11	75	1,244.0	58	3.6	8	29	9.4	32.4	-12	76	1,291.0	27	3.5	6	30	9.8	30.9	-13.7	77	1,578.0	82	3.5	25	令和元	10	31.1	-14.1	74	937.0	49	3.6	10	2	10.2	32.7	-13.4	76	1,119.5	21	3.5	10	3	10.3	33.9	-14.1	76	1,255.5	44	3.6	12	4	10.2	30.7	-13.1	76	1,441.0	44	3.4	11	5	11.2	35.4	-13.1	77	1,005.5	47	3.3	11	6	11	32.2	-10.4	75	1,060.5	30	3.3	5
	要素 年			気 温 (℃)								平 均 湿 度 (%)	年降水量 (mm)	最 深 積 雪 (cm)	平 均 風 速 (m/s)	地 震 回 数 (有感)																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		平 均		最 高	最 低																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	平成20	9.5		28.9	-12.4	72	879.0	41	3.7	6																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	21	9.5		29.5	-11.5	72	1,339.0	35	3.5	5																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	22	9.9		33.0	-13.8	72	1,189.0	47	3.4	10																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	23	9.4		32.5	-12.1	74	1,116.0	50	3.4	44																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	24	9.5		32.6	-14.7	75	1,228.5	91	3.5	13																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	25	9.4		30.7	-13.6	76	1,323.0	55	3.5	7																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	26	9.4		31.8	-14.4	74	1,078.5	57	3.5	10																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	27	10.3		30.5	-9.0	75	1,143.0	33	3.6	14																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	28	9.7		32.7	-11.0	75	1,244.0	58	3.6	8																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	29	9.4		32.4	-12.0	76	1,291.0	27	3.5	6																																																																																																																																																																																																																																																																																															
30	9.8	30.9	-13.7	77	1,578.0	82	3.5	25																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
令和元	10.0	31.1	-14.1	74	937.0	49	3.6	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
2	10.2	32.7	-13.4	76	1,119.5	21	3.5	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
3	10.3	33.9	-14.1	76	1,255.5	44	3.6	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
4	10.2	30.7	-13.1	76	1,441.0	44	3.4	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
要素 年	気 温 (℃)			平 均 湿 度 (%)	年降水量 (mm)	最 深 積 雪 (cm)	平 均 風 速 (m/s)	地 震 回 数 (有感)																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	平 均	最 高	最 低																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
平成22	9.9	33	-13.8	72	1,189.0	47	3.4	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
23	9.4	32.5	-12.1	74	1,116.0	50	3.4	44																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
24	9.5	32.6	-14.7	75	1,228.5	91	3.5	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
25	9.4	30.7	-13.6	76	1,323.0	55	3.5	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
26	9.4	31.8	-14.4	74	1,078.5	57	3.5	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
27	10.3	30.5	-9	75	1,143.0	33	3.6	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
28	9.7	32.7	-11	75	1,244.0	58	3.6	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
29	9.4	32.4	-12	76	1,291.0	27	3.5	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
30	9.8	30.9	-13.7	77	1,578.0	82	3.5	25																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
令和元	10	31.1	-14.1	74	937.0	49	3.6	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
2	10.2	32.7	-13.4	76	1,119.5	21	3.5	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
3	10.3	33.9	-14.1	76	1,255.5	44	3.6	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
4	10.2	30.7	-13.1	76	1,441.0	44	3.4	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
5	11.2	35.4	-13.1	77	1,005.5	47	3.3	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
6	11	32.2	-10.4	75	1,060.5	30	3.3	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
資料提供：函館地方気象台（観測地点：函館市美原3丁目4-4）		資料提供：函館地方気象台（観測地点：函館市美原3丁目4-4）																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

頁	現 行										修 正 案										修正理由		
17	風 雨 状 況											風 雨 状 況											令和5・6年を追記
	要素 年	風 速 (m/s)						降 水 量 (mm)				要素 年	風 速 (m/s)						降 水 量 (mm)				
		最大	風 向	月 日	最大瞬間	風 向	月 日	日最大	月 日	1時間最大	月 日		最大	風 向	月 日	最大瞬間	風 向	月 日	日最大	月 日	1時間最大	月 日	
	平成20	17.1	北西	4/1	26.5	西南西	5/6	63.5	7/23	27.0	7/23	平成22	17.4	南西	3/21	26.7	南南西	3/13	47	8/12	24	7/29	
	21	15.8	西	3/7	26.9	西南西	11/15	59.5	4/26	19.5	7/13	23	17.1	西	5/2	25.9	西	5/2	38	9/6	23.5	9/5	
	22	17.4	南西	3/21	26.7	南南西	3/13	47.0	8/12	24.0	7/29	24	16.1	西	12/6	27.9	南西	12/6	55	9/9	25.5	11/7	
	23	17.1	西	5/2	25.9	西	5/2	38.0	9/6	23.5	9/5	25	16	東南東	4/7	25.1	西	11/7	88.5	8/9	29.5	8/9	
	24	16.1	西	12/6	27.9	南西	12/6	55.0	9/9	25.5	11/7	26	18.1	東北東	6/13	31.8	北東	6/13	71.5	8/22	16	8/22	
	25	16.0	東南東	4/7	25.1	西	11/7	88.5	8/9	29.5	8/9	27	15.6	北西	10/8	25.5	北西	10/8	58.5	8/18	17	8/18	
	26	18.1	東北東	6/13	31.8	北東	6/13	71.5	8/22	16.0	8/22	28	21.7	東南東	8/30	34.2	東南東	8/30	58.5	8/30	26.5	8/30	
	27	15.6	北西	10/8	25.5	北西	10/8	58.5	8/18	17.0	8/18	29	18.8	東	9/18	29.2	東	9/18	81.5	7/22	58.5	7/22	
	28	21.7	東南東	8/30	34.2	東南東	8/30	58.5	8/30	26.5	8/30	30	19.4	欠測	9/5	33.2	欠測	9/5	84.5	8/16	25	8/22	
	29	18.8	東	9/18	29.2	東	9/18	81.5	7/22	58.5	7/22	令和元	16.2	西北西	12/4	25.4	西	12/4	81.5	9/23	24.5	8/30	
	30	19.4	欠測	9/5	33.2	欠測	9/5	84.5	8/16	25.0	8/22	2	16	西北西	12/26	30.9	西南西	3/20	51.5	9/15	27	9/11	
	令和元	16.2	西北西	12/4	25.4	西	12/4	81.5	9/23	24.5	8/30	3	15.5	西	2/16	27.8	西北西	2/16	88	11/2	22.5	11/2	
	2	16.0	西北西	12/26	30.9	西南西	3/20	51.5	9/15	27	9/11	4	13.9	南西	10/4	24.1	南南西	10/11	104.5	8/8	64	8/8	
	3	15.5	西	2/16	27.8	西北西	2/16	88.0	11/2	22.5	11/2	5	15.5	西	10/6	24.4	西	10/6	48.5	11/17	16	6/7	
4	13.9	南西	10/4	24.1	南南西	10/11	104.5	8/8	64.0	8/8	6	13.1	西	3/30	20.5	西北西	3/30	95.5	8/27	35.5	8/31		
資料：函館地方気象台（観測地点：函館市美原3丁目4-4）											資料提供：函館地方気象台（観測地点：函館市美原3丁目4-4）												
(注)平成30年については、観測機器に不具合が発見されたため、風向データを欠測としている。											(注)平成30年については、観測機器に不具合が発見されたため、風向データを欠測としている。												

頁	現 行	修 正 案	修正理由
27	第2章 災害予防計画 第1節 災害に強い組織・ひとづくり 第1項 自主防災組織の育成・支援 (略) 1. 自主防災組織の活動内容 自主防災組織の活動内容は、次のとおりである。 平常時 ① 防災知識の普及 ② 災害教訓の伝承 ③ 防災訓練の実施 ④ 災害危険箇所等の把握 ⑤ 要配慮者（高齢者・障がい者等）の把握 ⑥ 防災用資機材の整備・点検 (略)	第2章 災害予防計画 第1節 災害に強い組織・ひとづくり 第1項 自主防災組織の育成・支援 (略) 1. 自主防災組織の活動内容 自主防災組織の活動内容は、次のとおりである。 平常時 ① 防災知識の普及 ② 災害教訓の伝承 ③ 防災訓練の実施 ④ 災害危険箇所等の把握 ⑤ 要配慮者（高齢者・障がい者等）の把握 ⑥ 防災用資機材の整備・点検 ⑦ 避難所開設・運営訓練 (略)	道地域防災計画改訂に伴う修正
28	第2項 防災知識の普及・啓発 市および防災関係機関は、災害を予防し、またはその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、市民等に対する防災知識の普及・啓発および防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。 防災知識の普及・啓発にあたっては、高齢者や障がい者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、災害時に男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。	第2項 防災知識の普及・啓発 市および防災関係機関は、災害を予防し、またはその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、市民等に対する防災知識の普及・啓発および防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。 防災知識の普及・啓発にあたっては、高齢者や障がい者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、災害時に男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努めることに加	道地域防災計画改訂に伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由																				
29	第3項 消防団の強化 市（消防本部）は、地震などの災害が発生したときに、地域に密着し即時に対応することができ、将来にわたり地域防災力の中核としての役割を担う消防団の強化に努める。	え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。 第3項 消防団の強化 市（消防本部）は、地震などの災害が発生したときに、地域に密着し即時に対応することができ、将来にわたり地域防災力の中核としての役割を担う消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた車両・資機材・拠点施設の充実に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。	防災基本計画改訂に伴う修正																				
30	第4項 防災訓練の実施 （略） 2. 函館市および防災関係機関の訓練 函館市や防災関係機関等は、各機関との連携を図り、災害直後の職員の混乱や初動・動員体制の遅れを最小限にとどめ、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、非常参集や災害通信連絡訓練等を行う。この訓練により、函館市の災害対策本部をはじめとし、各本部の機能強化を図る。 （訓練項目） <table><tr><td>① 災害対策本部の設置・運営</td><td>② 災害通信連絡訓練</td></tr><tr><td>③ 報道機関との連携</td><td>④ 非常参集訓練</td></tr><tr><td>⑤ 避難救助訓練</td><td>⑥ 水防訓練</td></tr><tr><td>⑦ 消防訓練</td><td>⑧ 図上訓練</td></tr><tr><td>⑨ その他</td><td></td></tr></table>	① 災害対策本部の設置・運営		② 災害通信連絡訓練	③ 報道機関との連携	④ 非常参集訓練	⑤ 避難救助訓練	⑥ 水防訓練	⑦ 消防訓練	⑧ 図上訓練	⑨ その他		第4項 防災訓練の実施 （略） 2. 函館市および防災関係機関の訓練 函館市や防災関係機関等は、各機関との連携を図り、災害直後の職員の混乱や初動・動員体制の遅れを最小限にとどめ、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、非常参集や災害通信連絡訓練等を行う。この訓練により、函館市の災害対策本部をはじめとし、各本部の機能強化を図る。 （訓練項目） <table><tr><td>① 災害対策本部の設置・運営</td><td>② 災害通信連絡訓練</td></tr><tr><td>③ 報道機関との連携</td><td>④ 非常参集訓練</td></tr><tr><td>⑤ 避難救助訓練</td><td>⑥ 水防訓練</td></tr><tr><td>⑦ 消防訓練</td><td>⑧ 図上訓練</td></tr><tr><td>⑨ 応援・受援訓練</td><td>⑩ その他</td></tr></table>	① 災害対策本部の設置・運営	② 災害通信連絡訓練	③ 報道機関との連携	④ 非常参集訓練	⑤ 避難救助訓練	⑥ 水防訓練	⑦ 消防訓練	⑧ 図上訓練	⑨ 応援・受援訓練	⑩ その他
① 災害対策本部の設置・運営	② 災害通信連絡訓練																						
③ 報道機関との連携	④ 非常参集訓練																						
⑤ 避難救助訓練	⑥ 水防訓練																						
⑦ 消防訓練	⑧ 図上訓練																						
⑨ その他																							
① 災害対策本部の設置・運営	② 災害通信連絡訓練																						
③ 報道機関との連携	④ 非常参集訓練																						
⑤ 避難救助訓練	⑥ 水防訓練																						
⑦ 消防訓練	⑧ 図上訓練																						
⑨ 応援・受援訓練	⑩ その他																						
31	第5項 ボランティアの活動環境の整備 （略） 函館市社会福祉協議会は、<u>日赤函館市地区と連携し、市（保健福祉部）</u>の協力を得て、ボランティアの受入体制の整備、ボランティアコーディネー	第5項 ボランティアの活動環境の整備 （略） 函館市社会福祉協議会は、<u>関係団体および市（保健福祉部）</u>の協力を得て、ボランティアの受入体制の整備、ボランティアコーディネーター	道地域防災計画に合わせた修正																				

頁	現 行	修 正 案	修正理由
31	ネーター等の養成を実施し、平常時より災害時に対応できるボランティアの活動環境整備の推進を図る。 1. 防災ボランティア受入体制の整備 函館市社会福祉協議会は、<u>日赤函館市地区の協力</u>、市（保健福祉部）の支援を得て、平常時からボランティアの受入体制を整備するとともに、広報・啓発、養成・研修、連絡調整等を実施し、防災ボランティア活動の推進を図る。 (略) 	等の養成を実施し、平常時より災害時に対応できるボランティアの活動環境整備の推進を図る。 1. 防災ボランティア受入体制の整備 函館市社会福祉協議会は、関係団体および市（保健福祉部）の支援を得て、平常時からボランティアの受入体制を整備するとともに、広報・啓発、養成・研修、連絡調整等を実施し、防災ボランティア活動の推進を図る。 (略) 	道地域防災計画に合わせた修正
31	2. ボランティアコーディネーターの育成ならびに防災ボランティア・リーダーの養成 函館市社会福祉協議会および<u>日赤函館市地区</u>は、災害時に対応できるボランティアコーディネーターの育成ならびにボランティア活動の中心的役割を担う防災ボランティア・リーダーを養成し、平常時より効果	2. ボランティアコーディネーターの育成ならびに防災ボランティア・リーダーの養成 函館市社会福祉協議会および市（保健福祉部）は、災害時に対応できるボランティアコーディネーターの育成ならびにボランティア活動の中心的役割を担う防災ボランティアを養成し、平常時より効果的な防災	道地域防災計画に合わせた修正 函館市社会福祉協議会

頁	現 行	修 正 案	修正理由
44	的な防災ボランティア活動の体制整備を図る。 3. 防災訓練等への参加 市（保健福祉部）は、函館市社会福祉協議会および<u>日赤函館市地区</u>と連携し、平常時からボランティア関係団体等を防災訓練等へ参加させるなど、災害時の効果的な活動を推進する。 4. ボランティア団体の組織化およびネットワーク化の整備 函館市社会福祉協議会は、市（保健福祉部）および<u>日赤函館市地区</u>の協力を得て、ボランティアの自主性を尊重した組織づくりを推進する。 (略) 第7節 避難体制の整備 (略) 第1項 避難誘導体制の整備 (略) 2. 市（総務部）は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努める。	ボランティア活動の体制整備を図る。 3. 防災訓練等への参加 市（保健福祉部）は、函館市社会福祉協議会および関係団体と連携し、平常時からボランティア関係団体等を防災訓練等へ参加させるなど、災害時の効果的な活動を推進する。 4. ボランティア団体の組織化およびネットワーク化の整備 函館市社会福祉協議会は、市（保健福祉部）および関係団体の協力を得て、ボランティアの自主性を尊重した組織づくりを推進する。 (略) 第7節 避難体制の整備 (略) 第1項 避難誘導体制の整備 (略) 2. 市（総務部）は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努める。 この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。 ア 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理 イ 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保 ウ バスなど被災者の移送手段の確保 エ 広域避難についての被災者の意向の把握 オ 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング カ 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送	の意見を踏まえ修正 道地域防災計画に合わせた修正 道地域防災計画改訂に伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
44	5. 市（保健福祉部、総務部）は、新型インフルエンザ等を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対して、避難の確保に向けた情報を提供するように努める。	キ 広域避難先での継続的な支援 5. 市（保健福祉部、総務部）は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症および新感染症含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対して、避難の確保に向けた情報を提供するように努めることとし、これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。	防災基本計画改訂に伴う修正
44	(新設)	6. 市（総務部）は、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進に努める。	道地域防災計画に合わせた修正
44	(新設)	7. 市（観光部）は、観光施設を通じ、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。	道地域防災計画改訂に伴う修正
44	(新設)	8. 市（総務部）は、冬期の避難において、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があることから、日頃から、冬期における避難誘導體制の検討や冬期避難の困難性に関する住民等への周知に努めるものとする。	道地域防災計画改訂に伴う修正
45	6. 市民および自主防災組織は、地震災害や津波災害、風水害等の災害特性、建物や道路状況等を考慮し、安全・迅速に避難するための避難路をあらかじめ検討し、災害時における避難に備える。	9. 市民および自主防災組織は、地震災害や津波災害、風水害等の災害特性、建物や道路状況等を考慮し、安全・迅速に避難するための避難路をあらかじめ検討し、災害時における避難に備える。	
46	第4項 指定避難所の指定 1. 市（総務部、保健福祉部）は、想定される災害や人口、その他の状況を勘案し、災害時に、被災者等を必要な間または一時的に滞在させるための適切な避難所の確保を図るため、次の基準に適合する公共施設を	第4項 指定避難所の指定 1. 市（総務部、保健福祉部）は、想定される災害や人口、その他の状況を勘案し、災害時に、被災者等を必要な間または一時的に滞在させるための適切な避難所の確保を図るため、次の基準に適合する公共施設を	

頁	現 行	修 正 案	修正理由
48	指定避難所として指定する。ただし、市が所管する施設以外にあっては、あらかじめ当該施設等の管理者との協定による同意を得たうえで指定する。 第7項 指定緊急避難場所および指定避難所の市民等への周知 市（総務部）は、指定緊急避難場所や指定避難所（またはその近傍）において、標識等による名称や対応する異常な現象等の掲示を行うほか、場所や名称、避難時の心得や知識などについて、これらを記載した印刷物の作成・配布や市ホームページ等への掲載、報道機関の活用などにより、市民等への周知を図り、災害時の避難活動の混乱を最小限にとどめ、市民等の安全確保を図る。 （略）	指定避難所として指定のうえ、施設利用計画の作成に努めるものとする。ただし、市が所管する施設以外にあっては、あらかじめ当該施設等の管理者との協定による同意を得たうえで指定する。 第7項 指定緊急避難場所および指定避難所の市民等への周知 市（総務部）は、指定緊急避難場所や指定避難所（またはその近傍）において、標識等による名称や対応する異常な現象等の掲示を行うほか、場所や名称、避難時の心得や知識、家庭動物の受け入れ方法などについて、これらを記載した印刷物の作成・配布や市ホームページ等への掲載、報道機関の活用などにより、市民等への周知を図り、災害時の避難活動の混乱を最小限にとどめ、市民等の安全確保を図る。 （略） 第8項 在宅および車中泊避難者への支援 1. 市（総務部）は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。 2. 市（総務部）は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。 3. 市（総務部）は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援	防災基本計画改訂に伴う修正 防災基本計画改訂に伴う修正 道地域防災計画改訂に伴う修正
48	（新設）		

頁	現 行	修 正 案	修正理由
51	第 8 節 円滑な応急対策への備え (略) 第 4 項 食料・生活必需品の備蓄および物資供給体制の整備 (略) 市（総務部、経済部、観光部）は、市民等に対し、災害時に迅速に食料、飲料水、燃料および毛布などの生活必需品等を供給するために、備蓄や民間業者等との協定の締結を推進し、被災者に必要物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資供給体制の整備に努める。 (略) 2. 市による必要物資の備蓄 市は、想定される災害や、これまでの本市における避難所の開設状況や、避難者の状況を勘案し、生命を維持するために必要な飲料水、食料、生活必需品、感染症対策用品等の備蓄を推進する。 第 9 節 要配慮者対策 (略)	方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うにあたっての健康上の留意点等の周知に努めるものとする。 4. 市（総務部）は、在宅や車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。その際、デジタル技術を活用し効率的な情報の把握に努めるものとする。 第 8 節 円滑な応急対策への備え (略) 第 4 項 食料・生活必需品の備蓄および物資供給体制の整備 (略) 市（総務部、経済部、観光部）は、市民等に対し、災害時に迅速に食料、飲料水、燃料および毛布などの生活必需品等を供給するために、備蓄や民間業者等との協定の締結を推進しながら、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも、被災者に必要物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資供給体制の整備に努める。 (略) 2. 市による必要物資の備蓄 市は、想定される災害や、これまでの本市における避難所の開設状況や、避難者の状況を勘案し、生命を維持するために必要な飲料水、食料、生活必需品、感染症対策用品等のほか、寒冷期において暖房等の需要増大が予想されるため、電源を必要としない暖房器具、燃料等の備蓄を推進する。 第 9 節 要配慮者対策 (略)	防災基本計画改訂に伴う修正 道地域防災計画に合わせた修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
56	第４項 外国人への対策 市は、関係機関と連携のうえ、生活習慣や防災意識の異なる外国人の安全を確保するため、避難場所等の防災安心情報や道路標識等の情報について外国語を併記するなど、分かり易い表記とするよう努める。	第４項 外国人への対策 市は、関係機関と連携のうえ、生活習慣や防災意識の異なる外国人の安全を確保するため、避難場所等の防災安心情報や道路標識等の情報について外国語やピクトグラムを併記するなど、分かり易い表記とするよう努める。	道地域防災計画改訂に伴う修正
	第３章 災害応急対策計画 第１節 災害応急体制 (略)	第３章 災害応急対策計画 第１節 災害応急体制 (略)	
59	第２項 地区災害対策本部の設置・廃止 (略) ただし、緊急を要するときは、地区本部長は災害対策本部設置前に地区本部を設置することができる。この場合において、地区本部長は速やかに総務部長を通じ市長に報告するとともに災害対策本部の設置を要請する。 (略)	第２項 地区災害対策本部の設置・廃止 (略) ただし、緊急を要するときは、地区本部長は災害対策本部設置前に地区本部を設置することができる。この場合において、地区本部長は速やかに総務部危機管理監を通じ市長に報告するとともに災害対策本部の設置を要請する。 (略)	危機管理監の設置に伴う修正

頁	現 行						修 正 案						修正理由																																																																																	
60	第5項 職員の動員・配備 (略) 「市職員の動員・配置基準」						第5項 職員の動員・配備 (略) 「市職員の動員・配置基準」						実情に即した修正																																																																																	
	<table><tr><th colspan="2" rowspan="3">体制</th><th colspan="3">配備基準</th><th rowspan="3">主な対応内容</th><th rowspan="3">必要対策部</th></tr><tr><th rowspan="2">地震・津波</th><th colspan="2">風水害</th></tr><tr><th>土砂災害</th><th>洪水災害</th></tr><tr><td rowspan="3">災害対策本部設置前</td><td>（警戒第1配備非常体制）</td><td>・函館市域内で震度4の地震が観測された場合 ・太平洋沿岸西部に津波注意報が発表された場合</td><td>・大雨警報（土砂災害）が発表された場合</td><td>・洪水警報が発表された場合</td><td>・巡視、警戒 ・被害情報の収集伝達 ・避難所の開設 ・次の配備体制への移行準備</td><td>関係対策部 (災害時活動要領に基づく第1非常配備)</td></tr><tr><td>第2非常配備（注1）</td><td>・函館市域内で震度5弱または5強の地震が観測された場合 ・太平洋沿岸西部に大津波警報または津波警報が発表された場合</td><td>・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」となった場合</td><td>・氾濫危険水位に到達した場合 ・避難判断水位に到達し、さらなる降雨が見込まれる場合</td><td>・巡視、警戒 ・避難情報の発令 ・避難所の開設 ・被害把握と公表 ・応急復旧 ・必要に応じた応援要請 ・次の配備体制への移行準備</td><td>全対策部 (災害時活動要領に基づく第2非常配備)</td></tr><tr><td>第3非常配備（注2）</td><td>・函館市域内で震度6弱以上の地震が観測された場合 ・地震動や津波により、建物倒壊、地震火災、人的被害が発生した場合</td><td>・土砂災害が発生した場合 ・大雨特別警報（土砂災害）が発表した場合</td><td>・洪水災害が発生した場合</td><td>・巡視、警戒 ・避難情報の発令 ・迅速な応援要請 ・救助救出 ・避難所の運営 ・応急復旧</td><td>全対策部 (災害時活動要領に基づく第3非常配備)</td></tr></table>						体制		配備基準			主な対応内容		必要対策部	地震・津波	風水害		土砂災害	洪水災害	災害対策本部設置前	（警戒第1配備非常体制）	・函館市域内で震度4の地震が観測された場合 ・太平洋沿岸西部に津波注意報が発表された場合	・大雨警報（土砂災害）が発表された場合	・洪水警報が発表された場合	・巡視、警戒 ・被害情報の収集伝達 ・避難所の開設 ・次の配備体制への移行準備	関係対策部 (災害時活動要領に基づく第1非常配備)	第2非常配備（注1）	・函館市域内で震度5弱または5強の地震が観測された場合 ・太平洋沿岸西部に大津波警報または津波警報が発表された場合	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」となった場合	・氾濫危険水位に到達した場合 ・避難判断水位に到達し、さらなる降雨が見込まれる場合	・巡視、警戒 ・避難情報の発令 ・避難所の開設 ・被害把握と公表 ・応急復旧 ・必要に応じた応援要請 ・次の配備体制への移行準備	全対策部 (災害時活動要領に基づく第2非常配備)	第3非常配備（注2）	・函館市域内で震度6弱以上の地震が観測された場合 ・地震動や津波により、建物倒壊、地震火災、人的被害が発生した場合	・土砂災害が発生した場合 ・大雨特別警報（土砂災害）が発表した場合	・洪水災害が発生した場合	・巡視、警戒 ・避難情報の発令 ・迅速な応援要請 ・救助救出 ・避難所の運営 ・応急復旧	全対策部 (災害時活動要領に基づく第3非常配備)	<table><tr><th colspan="2" rowspan="3">体制</th><th colspan="3">配備基準</th><th rowspan="3">主な対応内容</th><th rowspan="3">必要対策部</th></tr><tr><th rowspan="2">地震・津波</th><th colspan="2">風水害</th><th rowspan="2">その他風水害</th></tr><tr><th>土砂災害</th><th>洪水災害</th></tr><tr><td rowspan="3">災害対策本部設置前</td><td>警戒体制</td><td>・函館市域内で地震が観測された場合</td><td>・大雨警報(土砂災害)が発表された場合</td><td>・洪水警報が発表された場合</td><td>・気象警報(高潮を除く)が発表された場合</td><td>・巡視、警戒 ・被害情報の収集伝達 ・次の配備体制への移行準備</td><td>関係対策部 (災害時活動要領に基づく警戒配備)</td></tr><tr><td>第1非常配備</td><td>・函館市域内で震度4の地震が観測された場合 ・太平洋沿岸西部に津波注意報が発表された場合</td><td>・土砂災害の危険度分布で「警戒(赤)」となった場合</td><td>・避難判断水位に到達した場合 ・氾濫注意水位に到達し、さらなる降雨が見込まれる場合</td><td>・高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨の言及があった場合 ・局地的に災害が発生し、または発生するおそれがある場合</td><td>・巡視、警戒 ・被害情報の収集伝達 ・高齢者等避難の発令 ・避難所の開設 ・次の配備体制への移行準備</td><td>関係対策部 (災害時活動要領に基づく第1非常配備)</td></tr><tr><td>第2非常配備（注1）</td><td>・函館市域内で震度5弱または5強の地震が観測された場合 ・太平洋沿岸西部に大津波警報または津波警報が発表された場合</td><td>・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」となった場合</td><td>・氾濫危険水位に到達した場合 ・避難判断水位に到達し、さらなる降雨が見込まれる場合</td><td>・高潮警報または高潮特別警報が発表された場合 ・複数の地域で災害が発生し、または発生するおそれがある場合</td><td>・巡視、警戒 ・避難指示の発令 ・避難所の開設 ・被害把握と公表 ・応急復旧 ・必要に応じた応援要請 ・次の配備体制への移行準備</td><td>全対策部 (災害時活動要領に基づく第2非常配備)</td></tr><tr><td rowspan="3">災害対策本部設置後</td><td>第3非常配備（注1）</td><td>・函館市域内で震度6弱以上の地震が観測された場合 ・地震動や津波により、建物倒壊、地震火災、人的被害が発生した場合</td><td>・大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合</td><td>・洪水災害が発生した場合</td><td>・高潮災害が発生した場合 ・全域に甚大な被害をもたらす災害が発生し、または発生するおそれがある場合</td><td>・巡視、警戒 ・緊急安全確保の発令 ・迅速な応援要請 ・救助救出 ・避難所の運営 ・応急復旧</td><td>全対策部 (災害時活動要領に基づく第3非常配備)</td></tr><tr><td>（注2）</td><td>・函館市域内で震度6弱以上の地震が観測された場合 ・地震動や津波により、建物倒壊、地震火災、人的被害が発生した場合 ・土砂災害が発生した場合</td><td>・大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」となった場合 ・土砂災害が発生した場合</td><td>・洪水災害が発生した場合</td><td>・高潮災害が発生した場合 ・全域に甚大な被害をもたらす災害が発生し、または発生するおそれがある場合</td><td>・巡視、警戒 ・緊急安全確保の発令 ・迅速な応援要請 ・救助救出 ・避難所の運営 ・応急復旧</td><td>全対策部 (災害時活動要領に基づく第3非常配備)</td></tr></table>						体制		配備基準			主な対応内容	必要対策部	地震・津波	風水害		その他風水害	土砂災害	洪水災害	災害対策本部設置前	警戒体制	・函館市域内で地震が観測された場合	・大雨警報(土砂災害)が発表された場合	・洪水警報が発表された場合	・気象警報(高潮を除く)が発表された場合	・巡視、警戒 ・被害情報の収集伝達 ・次の配備体制への移行準備	関係対策部 (災害時活動要領に基づく警戒配備)	第1非常配備	・函館市域内で震度4の地震が観測された場合 ・太平洋沿岸西部に津波注意報が発表された場合	・土砂災害の危険度分布で「警戒(赤)」となった場合	・避難判断水位に到達した場合 ・氾濫注意水位に到達し、さらなる降雨が見込まれる場合	・高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨の言及があった場合 ・局地的に災害が発生し、または発生するおそれがある場合	・巡視、警戒 ・被害情報の収集伝達 ・高齢者等避難の発令 ・避難所の開設 ・次の配備体制への移行準備	関係対策部 (災害時活動要領に基づく第1非常配備)	第2非常配備（注1）	・函館市域内で震度5弱または5強の地震が観測された場合 ・太平洋沿岸西部に大津波警報または津波警報が発表された場合	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」となった場合	・氾濫危険水位に到達した場合 ・避難判断水位に到達し、さらなる降雨が見込まれる場合	・高潮警報または高潮特別警報が発表された場合 ・複数の地域で災害が発生し、または発生するおそれがある場合	・巡視、警戒 ・避難指示の発令 ・避難所の開設 ・被害把握と公表 ・応急復旧 ・必要に応じた応援要請 ・次の配備体制への移行準備	全対策部 (災害時活動要領に基づく第2非常配備)	災害対策本部設置後	第3非常配備（注1）	・函館市域内で震度6弱以上の地震が観測された場合 ・地震動や津波により、建物倒壊、地震火災、人的被害が発生した場合	・大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合	・洪水災害が発生した場合	・高潮災害が発生した場合 ・全域に甚大な被害をもたらす災害が発生し、または発生するおそれがある場合	・巡視、警戒 ・緊急安全確保の発令 ・迅速な応援要請 ・救助救出 ・避難所の運営 ・応急復旧	全対策部 (災害時活動要領に基づく第3非常配備)	（注2）	・函館市域内で震度6弱以上の地震が観測された場合 ・地震動や津波により、建物倒壊、地震火災、人的被害が発生した場合 ・土砂災害が発生した場合	・大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」となった場合 ・土砂災害が発生した場合	・洪水災害が発生した場合	・高潮災害が発生した場合 ・全域に甚大な被害をもたらす災害が発生し、または発生するおそれがある場合	・巡視、警戒 ・緊急安全確保の発令 ・迅速な応援要請 ・救助救出 ・避難所の運営 ・応急復旧	全対策部 (災害時活動要領に基づく第3非常配備)
	体制		配備基準			主な対応内容			必要対策部																																																																																					
地震・津波			風水害																																																																																											
			土砂災害	洪水災害																																																																																										
災害対策本部設置前	（警戒第1配備非常体制）	・函館市域内で震度4の地震が観測された場合 ・太平洋沿岸西部に津波注意報が発表された場合	・大雨警報（土砂災害）が発表された場合	・洪水警報が発表された場合	・巡視、警戒 ・被害情報の収集伝達 ・避難所の開設 ・次の配備体制への移行準備	関係対策部 (災害時活動要領に基づく第1非常配備)																																																																																								
	第2非常配備（注1）	・函館市域内で震度5弱または5強の地震が観測された場合 ・太平洋沿岸西部に大津波警報または津波警報が発表された場合	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」となった場合	・氾濫危険水位に到達した場合 ・避難判断水位に到達し、さらなる降雨が見込まれる場合	・巡視、警戒 ・避難情報の発令 ・避難所の開設 ・被害把握と公表 ・応急復旧 ・必要に応じた応援要請 ・次の配備体制への移行準備	全対策部 (災害時活動要領に基づく第2非常配備)																																																																																								
	第3非常配備（注2）	・函館市域内で震度6弱以上の地震が観測された場合 ・地震動や津波により、建物倒壊、地震火災、人的被害が発生した場合	・土砂災害が発生した場合 ・大雨特別警報（土砂災害）が発表した場合	・洪水災害が発生した場合	・巡視、警戒 ・避難情報の発令 ・迅速な応援要請 ・救助救出 ・避難所の運営 ・応急復旧	全対策部 (災害時活動要領に基づく第3非常配備)																																																																																								
体制		配備基準			主な対応内容	必要対策部																																																																																								
		地震・津波	風水害				その他風水害																																																																																							
			土砂災害	洪水災害																																																																																										
災害対策本部設置前	警戒体制	・函館市域内で地震が観測された場合	・大雨警報(土砂災害)が発表された場合	・洪水警報が発表された場合	・気象警報(高潮を除く)が発表された場合	・巡視、警戒 ・被害情報の収集伝達 ・次の配備体制への移行準備	関係対策部 (災害時活動要領に基づく警戒配備)																																																																																							
	第1非常配備	・函館市域内で震度4の地震が観測された場合 ・太平洋沿岸西部に津波注意報が発表された場合	・土砂災害の危険度分布で「警戒(赤)」となった場合	・避難判断水位に到達した場合 ・氾濫注意水位に到達し、さらなる降雨が見込まれる場合	・高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨の言及があった場合 ・局地的に災害が発生し、または発生するおそれがある場合	・巡視、警戒 ・被害情報の収集伝達 ・高齢者等避難の発令 ・避難所の開設 ・次の配備体制への移行準備	関係対策部 (災害時活動要領に基づく第1非常配備)																																																																																							
	第2非常配備（注1）	・函館市域内で震度5弱または5強の地震が観測された場合 ・太平洋沿岸西部に大津波警報または津波警報が発表された場合	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」となった場合	・氾濫危険水位に到達した場合 ・避難判断水位に到達し、さらなる降雨が見込まれる場合	・高潮警報または高潮特別警報が発表された場合 ・複数の地域で災害が発生し、または発生するおそれがある場合	・巡視、警戒 ・避難指示の発令 ・避難所の開設 ・被害把握と公表 ・応急復旧 ・必要に応じた応援要請 ・次の配備体制への移行準備	全対策部 (災害時活動要領に基づく第2非常配備)																																																																																							
災害対策本部設置後	第3非常配備（注1）	・函館市域内で震度6弱以上の地震が観測された場合 ・地震動や津波により、建物倒壊、地震火災、人的被害が発生した場合	・大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合	・洪水災害が発生した場合	・高潮災害が発生した場合 ・全域に甚大な被害をもたらす災害が発生し、または発生するおそれがある場合	・巡視、警戒 ・緊急安全確保の発令 ・迅速な応援要請 ・救助救出 ・避難所の運営 ・応急復旧	全対策部 (災害時活動要領に基づく第3非常配備)																																																																																							
	（注2）	・函館市域内で震度6弱以上の地震が観測された場合 ・地震動や津波により、建物倒壊、地震火災、人的被害が発生した場合 ・土砂災害が発生した場合	・大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」となった場合 ・土砂災害が発生した場合	・洪水災害が発生した場合	・高潮災害が発生した場合 ・全域に甚大な被害をもたらす災害が発生し、または発生するおそれがある場合	・巡視、警戒 ・緊急安全確保の発令 ・迅速な応援要請 ・救助救出 ・避難所の運営 ・応急復旧	全対策部 (災害時活動要領に基づく第3非常配備)																																																																																							
	(略)						(略)																																																																																							

頁	現 行	修 正 案	修正理由
61	2. 動員・配備の連絡体制 各対策部長および地区本部長は、職員を動員・配備したときは、各部対策班長を通じ、総務班長へ連絡するものとし、総務班長は状況を取りまとめ、総務対策部長を通じ、速やかに災対本部長、災対副本部長に報告する。	2. 動員・配備の連絡体制 各対策部長および地区本部長は、職員を動員・配備したときは、各部対策班長を通じ、総務班長へ連絡するものとし、総務班長は状況を取りまとめ、総務部危機管理監を通じ、速やかに災対本部長、災対副本部長に報告する。	危機管理監の設置に伴う修正

函館市地域防災計画 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
62	3. 災害対策本部の組織 <table><tr><td>本部長</td><td>市長</td><td>副本部長</td><td>副市長</td></tr><tr><td>企画対策部</td><td>企画部長</td><td>班</td><td>班長</td><td>担当部課等</td></tr><tr><td></td><td></td><td>渉外班</td><td>企画管理課長</td><td>企画管理課、国際・地域交流課</td></tr><tr><td></td><td></td><td>広報班</td><td>広報広聴課長</td><td>広報広聴課、地域デジタル課、計画調整課、交通政策課</td></tr><tr><td>総務対策部</td><td>総務部長</td><td>総務班</td><td>災害対策課長</td><td>総務課、災害対策課、文書法制課、職員厚生課</td></tr><tr><td></td><td></td><td>秘書班</td><td>秘書課長</td><td>秘書課</td></tr><tr><td></td><td></td><td>情報班</td><td>人事課長</td><td>人事課、情報システム課、行政改革課</td></tr><tr><td>財務対策部</td><td>財務部長</td><td>管理班</td><td>管理課長</td><td>管理課</td></tr><tr><td></td><td></td><td>財政班</td><td>財政課長</td><td>財政課</td></tr><tr><td></td><td></td><td>調度班</td><td>調度課長</td><td>調度課</td></tr><tr><td></td><td></td><td>家屋調査班</td><td>資産税担当課長</td><td>税務室</td></tr><tr><td>市民対策部</td><td>市民部長</td><td>市民相談班</td><td>市民・男女共同参画課長</td><td>市民部</td></tr><tr><td></td><td></td><td>湯川支所班</td><td>湯川支所長</td><td>湯川支所</td></tr><tr><td></td><td></td><td>亀田支所班</td><td>亀田支所長</td><td>亀田支所</td></tr><tr><td></td><td></td><td>銭亀沢支所班</td><td>銭亀沢支所長</td><td>銭亀沢支所</td></tr><tr><td>保健福祉対策部</td><td>保健福祉部長</td><td>保健福祉班</td><td>管理課長</td><td>保健福祉部（保健所、健康増進課を除く）、子ども未来部（子ども企画課、子どもサービス課、子育て支援課）</td></tr><tr><td>環境対策部</td><td>環境部長</td><td>環境班</td><td>環境総務課長</td><td>環境部</td></tr><tr><td>保健衛生対策部</td><td>保健所長</td><td>保健衛生班</td><td>地域保健課長</td><td>保健福祉部（保健所、健康増進課）、子ども未来部（母子保健課、次世代育成課）</td></tr><tr><td>経済対策部</td><td>経済部長</td><td>経済班</td><td>経済企画課長</td><td>経済部、観光部</td></tr><tr><td>農林水産対策部</td><td>農林水産部長</td><td>水産班</td><td>水産課長</td><td>水産課</td></tr><tr><td></td><td></td><td>農林班</td><td>農務課長</td><td>農務課、農林整備課</td></tr><tr><td></td><td></td><td>市場班</td><td>市場・販路担当課長</td><td>企画調整課</td></tr><tr><td>土木対策部</td><td>土木部長</td><td>土木班</td><td>管理課長</td><td>土木部</td></tr><tr><td>建築対策部</td><td>都市建設部長</td><td>建築班</td><td>まちづくり景観課長</td><td>都市建設部</td></tr><tr><td>港湾空港対策部</td><td>港湾空港部長</td><td>港湾空港班</td><td>管理課長</td><td>港湾空港部</td></tr><tr><td>会計対策部</td><td>会計部長</td><td>会計班</td><td>会計課長</td><td>会計部</td></tr><tr><td>消防</td><td>消防長</td><td>庶務班</td><td>庶務課長</td><td rowspan="5">消防本部、北消防署、東消防署</td></tr><tr><td></td><td></td><td>警防班</td><td>警防課長</td></tr><tr><td></td><td></td><td>通信指令班</td><td>副センター長、指令1課長、指令2課長</td></tr><tr><td></td><td></td><td>救急班</td><td>救急課長</td></tr><tr><td></td><td></td><td>予防班</td><td>予防課長、指導課長</td></tr><tr><td>教育</td><td>教育長</td><td>避難所班</td><td>管理課長</td><td rowspan="2">教育委員会事務局</td></tr><tr><td></td><td></td><td>文教班</td><td>学校教育課長</td></tr><tr><td>企業対策部</td><td>企業局長</td><td>管理班</td><td>総務課長</td><td>管理部</td></tr><tr><td></td><td></td><td>水道班</td><td>維持管理担当課長</td><td>上下水道部</td></tr><tr><td></td><td></td><td>下水道班</td><td>計画・管路担当課長</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>交通班</td><td>安全推進課長</td><td>交通部</td></tr></table> 企画部長 総務部長 財務部長 観輪事業部長 市民部長 保健福祉部長 保健所長 子ども未来部長 環境部長 保健衛生部長 経済部長 観光部長 農林水産部長 土木部長 都市建設部長 港湾空港部長 戸井支所長 恵山支所長 観法華支所長 南茅部支所長 会計部長 消防長 教育長 生涯学習部長 学校教育部長 議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査事務局 企業局長 企業局管理部長 上下水道部長 交通部長 病院局長 病院局管理部長	本部長	市長	副本部長	副市長	企画対策部	企画部長	班	班長	担当部課等			渉外班	企画管理課長	企画管理課、国際・地域交流課			広報班	広報広聴課長	広報広聴課、地域デジタル課、計画調整課、交通政策課	総務対策部	総務部長	総務班	災害対策課長	総務課、災害対策課、文書法制課、職員厚生課			秘書班	秘書課長	秘書課			情報班	人事課長	人事課、情報システム課、行政改革課	財務対策部	財務部長	管理班	管理課長	管理課			財政班	財政課長	財政課			調度班	調度課長	調度課			家屋調査班	資産税担当課長	税務室	市民対策部	市民部長	市民相談班	市民・男女共同参画課長	市民部			湯川支所班	湯川支所長	湯川支所			亀田支所班	亀田支所長	亀田支所			銭亀沢支所班	銭亀沢支所長	銭亀沢支所	保健福祉対策部	保健福祉部長	保健福祉班	管理課長	保健福祉部（保健所、健康増進課を除く）、子ども未来部（子ども企画課、子どもサービス課、子育て支援課）	環境対策部	環境部長	環境班	環境総務課長	環境部	保健衛生対策部	保健所長	保健衛生班	地域保健課長	保健福祉部（保健所、健康増進課）、子ども未来部（母子保健課、次世代育成課）	経済対策部	経済部長	経済班	経済企画課長	経済部、観光部	農林水産対策部	農林水産部長	水産班	水産課長	水産課			農林班	農務課長	農務課、農林整備課			市場班	市場・販路担当課長	企画調整課	土木対策部	土木部長	土木班	管理課長	土木部	建築対策部	都市建設部長	建築班	まちづくり景観課長	都市建設部	港湾空港対策部	港湾空港部長	港湾空港班	管理課長	港湾空港部	会計対策部	会計部長	会計班	会計課長	会計部	消防	消防長	庶務班	庶務課長	消防本部、北消防署、東消防署			警防班	警防課長			通信指令班	副センター長、指令1課長、指令2課長			救急班	救急課長			予防班	予防課長、指導課長	教育	教育長	避難所班	管理課長	教育委員会事務局			文教班	学校教育課長	企業対策部	企業局長	管理班	総務課長	管理部			水道班	維持管理担当課長	上下水道部			下水道班	計画・管路担当課長				交通班	安全推進課長	交通部	3. 災害対策本部の組織 <table><tr><td>本部長</td><td>市長</td><td>副本部長</td><td>副市長</td></tr><tr><td>企画対策部</td><td>企画部長</td><td>班</td><td>班長</td><td>担当部課等</td></tr><tr><td></td><td></td><td>渉外班</td><td>計画調整課長</td><td>企画管理課、国際・地域交流課、計画調整課</td></tr><tr><td></td><td></td><td>広報班</td><td>広報広聴課長</td><td>広報広聴課、地域デジタル課、交通政策課</td></tr><tr><td>総務対策部</td><td>総務部長</td><td>総務班（総務）</td><td>総務課長</td><td>総務課、文書法制課、職員厚生課</td></tr><tr><td></td><td></td><td>秘書班</td><td>秘書課長</td><td>秘書課</td></tr><tr><td></td><td></td><td>情報班</td><td>人事課長</td><td>人事課、情報システム課、行政改革課</td></tr><tr><td>財務対策部</td><td>財務部長</td><td>管理班</td><td>管理課長</td><td>管理課</td></tr><tr><td></td><td></td><td>財政班</td><td>財政課長</td><td>財政課</td></tr><tr><td></td><td></td><td>調度班</td><td>調度課長</td><td>調度課</td></tr><tr><td></td><td></td><td>家屋調査班</td><td>資産税担当課長</td><td>税務室</td></tr><tr><td>市民対策部</td><td>市民部長</td><td>市民相談班</td><td>市民・男女共同参画課長</td><td>市民部</td></tr><tr><td></td><td></td><td>湯川支所班</td><td>湯川支所長</td><td>湯川支所</td></tr><tr><td></td><td></td><td>亀田支所班</td><td>亀田支所長</td><td>亀田支所</td></tr><tr><td></td><td></td><td>銭亀沢支所班</td><td>銭亀沢支所長</td><td>銭亀沢支所</td></tr><tr><td>保健福祉対策部</td><td>保健福祉部長</td><td>保健福祉班</td><td>管理課長</td><td>保健福祉部（保健所、健康増進課を除く）、子ども未来部（子ども企画課、子どもサービス課、子育て支援課）</td></tr><tr><td>環境対策部</td><td>環境部長</td><td>環境班</td><td>環境総務課長</td><td>環境部</td></tr><tr><td>保健衛生対策部</td><td>保健所長</td><td>保健衛生班</td><td>地域保健課長</td><td>保健福祉部（保健所、健康増進課）、子ども未来部（母子保健課、次世代育成課）</td></tr><tr><td>経済対策部</td><td>経済部長</td><td>経済班</td><td>経済企画課長</td><td>経済部、観光部</td></tr><tr><td>農林水産対策部</td><td>農林水産部長</td><td>水産班</td><td>水産課長</td><td>水産課</td></tr><tr><td></td><td></td><td>農林班</td><td>農務課長</td><td>農務課、農林整備課</td></tr><tr><td></td><td></td><td>市場班</td><td>市場・販路担当課長</td><td>企画調整課</td></tr><tr><td>土木対策部</td><td>土木部長</td><td>土木班</td><td>管理課長</td><td>土木部</td></tr><tr><td>建築対策部</td><td>都市建設部長</td><td>建築班</td><td>まちづくり景観課長</td><td>都市建設部</td></tr><tr><td>港湾空港対策部</td><td>港湾空港部長</td><td>港湾空港班</td><td>管理課長</td><td>港湾空港部</td></tr><tr><td>会計対策部</td><td>会計部長</td><td>会計班</td><td>会計課長</td><td>会計部</td></tr><tr><td>消防</td><td>消防長</td><td>庶務班</td><td>庶務課長</td><td rowspan="5">消防本部、北消防署、東消防署</td></tr><tr><td></td><td></td><td>警防班</td><td>警防課長</td></tr><tr><td></td><td></td><td>通信指令班</td><td>副センター長、指令1課長、指令2課長</td></tr><tr><td></td><td></td><td>救急班</td><td>救急課長</td></tr><tr><td></td><td></td><td>予防班</td><td>予防課長、指導課長</td></tr><tr><td>教育</td><td>教育長</td><td>避難所班</td><td>管理課長</td><td rowspan="2">教育委員会事務局</td></tr><tr><td></td><td></td><td>文教班</td><td>学校教育課長</td></tr><tr><td>企業対策部</td><td>企業局長</td><td>管理班</td><td>総務課長</td><td>管理部</td></tr><tr><td></td><td></td><td>上下水道班</td><td>計画担当課長</td><td>上下水道部</td></tr><tr><td></td><td></td><td>交通班</td><td>安全管理課長</td><td>交通部</td></tr></table> 総務部 危機管理監 企画部長 総務部長 財務部長 観輪事業部長 市民部長 保健福祉部長 環境部長 保健衛生部長 経済部長 農林水産部長 土木部長 都市建設部長 港湾空港部長 戸井支所長 恵山支所長 観法華支所長 南茅部支所長 会計部長 消防長 教育長 生涯学習部長 学校教育部長 議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査事務局 企業局長 企業局管理部長 上下水道部長 交通部長	本部長	市長	副本部長	副市長	企画対策部	企画部長	班	班長	担当部課等			渉外班	計画調整課長	企画管理課、国際・地域交流課、計画調整課			広報班	広報広聴課長	広報広聴課、地域デジタル課、交通政策課	総務対策部	総務部長	総務班（総務）	総務課長	総務課、文書法制課、職員厚生課			秘書班	秘書課長	秘書課			情報班	人事課長	人事課、情報システム課、行政改革課	財務対策部	財務部長	管理班	管理課長	管理課			財政班	財政課長	財政課			調度班	調度課長	調度課			家屋調査班	資産税担当課長	税務室	市民対策部	市民部長	市民相談班	市民・男女共同参画課長	市民部			湯川支所班	湯川支所長	湯川支所			亀田支所班	亀田支所長	亀田支所			銭亀沢支所班	銭亀沢支所長	銭亀沢支所	保健福祉対策部	保健福祉部長	保健福祉班	管理課長	保健福祉部（保健所、健康増進課を除く）、子ども未来部（子ども企画課、子どもサービス課、子育て支援課）	環境対策部	環境部長	環境班	環境総務課長	環境部	保健衛生対策部	保健所長	保健衛生班	地域保健課長	保健福祉部（保健所、健康増進課）、子ども未来部（母子保健課、次世代育成課）	経済対策部	経済部長	経済班	経済企画課長	経済部、観光部	農林水産対策部	農林水産部長	水産班	水産課長	水産課			農林班	農務課長	農務課、農林整備課			市場班	市場・販路担当課長	企画調整課	土木対策部	土木部長	土木班	管理課長	土木部	建築対策部	都市建設部長	建築班	まちづくり景観課長	都市建設部	港湾空港対策部	港湾空港部長	港湾空港班	管理課長	港湾空港部	会計対策部	会計部長	会計班	会計課長	会計部	消防	消防長	庶務班	庶務課長	消防本部、北消防署、東消防署			警防班	警防課長			通信指令班	副センター長、指令1課長、指令2課長			救急班	救急課長			予防班	予防課長、指導課長	教育	教育長	避難所班	管理課長	教育委員会事務局			文教班	学校教育課長	企業対策部	企業局長	管理班	総務課長	管理部			上下水道班	計画担当課長	上下水道部			交通班	安全管理課長	交通部	危機管理監の設置に伴う修正および担当班・課名の変更による修正
本部長	市長	副本部長	副市長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
企画対策部	企画部長	班	班長	担当部課等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		渉外班	企画管理課長	企画管理課、国際・地域交流課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		広報班	広報広聴課長	広報広聴課、地域デジタル課、計画調整課、交通政策課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
総務対策部	総務部長	総務班	災害対策課長	総務課、災害対策課、文書法制課、職員厚生課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		秘書班	秘書課長	秘書課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		情報班	人事課長	人事課、情報システム課、行政改革課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
財務対策部	財務部長	管理班	管理課長	管理課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		財政班	財政課長	財政課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		調度班	調度課長	調度課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		家屋調査班	資産税担当課長	税務室																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
市民対策部	市民部長	市民相談班	市民・男女共同参画課長	市民部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		湯川支所班	湯川支所長	湯川支所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		亀田支所班	亀田支所長	亀田支所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		銭亀沢支所班	銭亀沢支所長	銭亀沢支所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
保健福祉対策部	保健福祉部長	保健福祉班	管理課長	保健福祉部（保健所、健康増進課を除く）、子ども未来部（子ども企画課、子どもサービス課、子育て支援課）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
環境対策部	環境部長	環境班	環境総務課長	環境部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
保健衛生対策部	保健所長	保健衛生班	地域保健課長	保健福祉部（保健所、健康増進課）、子ども未来部（母子保健課、次世代育成課）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
経済対策部	経済部長	経済班	経済企画課長	経済部、観光部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
農林水産対策部	農林水産部長	水産班	水産課長	水産課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		農林班	農務課長	農務課、農林整備課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		市場班	市場・販路担当課長	企画調整課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
土木対策部	土木部長	土木班	管理課長	土木部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
建築対策部	都市建設部長	建築班	まちづくり景観課長	都市建設部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
港湾空港対策部	港湾空港部長	港湾空港班	管理課長	港湾空港部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
会計対策部	会計部長	会計班	会計課長	会計部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
消防	消防長	庶務班	庶務課長	消防本部、北消防署、東消防署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		警防班	警防課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		通信指令班	副センター長、指令1課長、指令2課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		救急班	救急課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		予防班	予防課長、指導課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
教育	教育長	避難所班	管理課長	教育委員会事務局																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		文教班	学校教育課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
企業対策部	企業局長	管理班	総務課長	管理部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		水道班	維持管理担当課長	上下水道部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		下水道班	計画・管路担当課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		交通班	安全推進課長	交通部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
本部長	市長	副本部長	副市長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
企画対策部	企画部長	班	班長	担当部課等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		渉外班	計画調整課長	企画管理課、国際・地域交流課、計画調整課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		広報班	広報広聴課長	広報広聴課、地域デジタル課、交通政策課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
総務対策部	総務部長	総務班（総務）	総務課長	総務課、文書法制課、職員厚生課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		秘書班	秘書課長	秘書課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		情報班	人事課長	人事課、情報システム課、行政改革課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
財務対策部	財務部長	管理班	管理課長	管理課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		財政班	財政課長	財政課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		調度班	調度課長	調度課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		家屋調査班	資産税担当課長	税務室																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
市民対策部	市民部長	市民相談班	市民・男女共同参画課長	市民部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		湯川支所班	湯川支所長	湯川支所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		亀田支所班	亀田支所長	亀田支所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		銭亀沢支所班	銭亀沢支所長	銭亀沢支所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
保健福祉対策部	保健福祉部長	保健福祉班	管理課長	保健福祉部（保健所、健康増進課を除く）、子ども未来部（子ども企画課、子どもサービス課、子育て支援課）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
環境対策部	環境部長	環境班	環境総務課長	環境部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
保健衛生対策部	保健所長	保健衛生班	地域保健課長	保健福祉部（保健所、健康増進課）、子ども未来部（母子保健課、次世代育成課）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
経済対策部	経済部長	経済班	経済企画課長	経済部、観光部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
農林水産対策部	農林水産部長	水産班	水産課長	水産課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		農林班	農務課長	農務課、農林整備課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		市場班	市場・販路担当課長	企画調整課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
土木対策部	土木部長	土木班	管理課長	土木部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
建築対策部	都市建設部長	建築班	まちづくり景観課長	都市建設部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
港湾空港対策部	港湾空港部長	港湾空港班	管理課長	港湾空港部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
会計対策部	会計部長	会計班	会計課長	会計部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
消防	消防長	庶務班	庶務課長	消防本部、北消防署、東消防署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		警防班	警防課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		通信指令班	副センター長、指令1課長、指令2課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		救急班	救急課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		予防班	予防課長、指導課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
教育	教育長	避難所班	管理課長	教育委員会事務局																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		文教班	学校教育課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
企業対策部	企業局長	管理班	総務課長	管理部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		上下水道班	計画担当課長	上下水道部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		交通班	安全管理課長	交通部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

頁	現 行	修 正 案	修正理由												
64	4． 災害対策本部の事務分掌 (略) <table><tr><th>部</th><th>班</th><th>対 策 業 務</th></tr><tr><td>保 健 福 祉 対 策 部</td><td>保健福祉班</td><td>(略) 4 函館市社会福祉協議会および<u>日本赤 十字社</u>との連絡に関すること (略)</td></tr></table>	部	班	対 策 業 務	保 健 福 祉 対 策 部	保健福祉班	(略) 4 函館市社会福祉協議会および <u>日本赤 十字社</u> との連絡に関すること (略)	4． 災害対策本部の事務分掌 (略) <table><tr><th>部</th><th>班</th><th>対 策 業 務</th></tr><tr><td>保 健 福 祉 対 策 部</td><td>保健福祉班</td><td>(略) 4 函館市社会福祉協議会および<u>関係団 体</u>との連絡に関すること (略)</td></tr></table>	部	班	対 策 業 務	保 健 福 祉 対 策 部	保健福祉班	(略) 4 函館市社会福祉協議会および <u>関係団 体</u> との連絡に関すること (略)	道地域防災計画に合わ せた修正
部	班	対 策 業 務													
保 健 福 祉 対 策 部	保健福祉班	(略) 4 函館市社会福祉協議会および <u>日本赤 十字社</u> との連絡に関すること (略)													
部	班	対 策 業 務													
保 健 福 祉 対 策 部	保健福祉班	(略) 4 函館市社会福祉協議会および <u>関係団 体</u> との連絡に関すること (略)													
67	第 2 節 災害情報等の収集・伝達 市および防災関係機関は、地震などによる災害が発生し、または発生 するおそれがあるときは、災害情報等の伝達手段を確保するとともに、 機関相互の情報交換を密にするなど、災害情報等の一元化を図り、迅速 かつ的確な情報の収集・伝達を行い、効率的な災害応急対策の実施を図 る。 第 2 節 災害情報等の収集・伝達 第 1 項 情報伝達系統 (略)	第 2 節 災害情報等の収集・伝達 市および防災関係機関は、地震などによる災害が発生し、または発生 するおそれがあるときは、災害情報等の伝達手段を確保する<u>ため、通信 手段の多重化・多様化に努めるとともに、それぞれが有する情報組織や 無人航空機、S A R 衛星等の情報収集手段、通信ネットワーク等を全面 的に活用して情報収集を行い、</u>機関相互の情報交換を密にするなど、災 害情報等の一元化を図り、迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行い、効 率的な災害応急対策の実施を図る。 <u>その際、ヘリ搭載カメラ、高所監視カメラなど様々な手段を用いて情 報収集に当たるとともに、夜間はヘリ搭載赤外線カメラ等についても積 極的に活用するものとする。</u> <u>また、通信が途絶している地域で応急活動に当たる場合を想定し、衛星 通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めることとする。</u> (略) 第 2 節 災害情報等の収集・伝達 第 1 項 情報伝達系統 (略)	道地域防災計画改訂に 伴う修正												

頁	現 行	修 正 案	修正理由
67	2. 津波警報等の伝達 津波警報等の伝達系統は以下のとおりである。 <pre>graph LR A[気象庁又は大坂管区気象台] --> B[警察庁] B --> C[北海道方面本部] C --> D[函館方面本部] D --> E[関係警察署] E --> F[交番駐在所] A --> G[NHK] A --> H[携帯電話事業者] A --> I[消防庁] A --> J[NTT東日本 NTT西日本] A --> K[函館地方気象台] K --> L[函館海上保安部] L --> M[船舶航行船舶] A --> N[札幌管区気象台] N --> O[第1管区海上保安本部] O --> L N --> P[北海道(危機対策課)] P --> Q[渡島総合振興局] Q --> R[函館建設管理部] R --> S[通行車両] N --> T[北海道開発局] T --> U[函館開発建設部] U --> V[函館道路事務所] V --> S N --> H N --> I N --> J N --> K N --> M N --> F N --> W[函館市] N --> X[住民・事業所・防災関係機関等]</pre>	2. 津波警報等の伝達 津波警報等の伝達系統は以下のとおりである。 <pre>graph LR A[気象庁又は大坂管区気象台] --> B[警察庁] B --> C[北海道警察本部] C --> D[函館方面本部] D --> E[関係警察署] E --> F[交番駐在所] A --> G[NHK] A --> H[携帯電話事業者] A --> I[消防庁] A --> J[NTT東日本 NTT西日本] A --> K[函館地方気象台] K --> L[函館海上保安部] L --> M[船舶航行船舶] K --> N[防災関係機関] N --> O[北海道(危機対策課)] O --> P[渡島総合振興局] P --> Q[函館建設管理部] Q --> R[通行車両] O --> S[北海道開発局] S --> T[函館開発建設部] T --> U[函館道路事務所] U --> R O --> V[北海道旅客鉄道株式会社] V --> W[函館支社] W --> X[駅] X --> Y[列車] O --> Z[報道機関] Z -.-> AA[住民・官公署] A --> AB[札幌管区気象台] AB --> B AB --> G AB --> H AB --> I AB --> J AB --> K AB --> L AB --> M AB --> F AB --> W AB --> AA</pre>	道地域防災計画および 函館地方気象台の意見 を踏まえた修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
68	3. 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統は以下のとおりである。 <pre>graph TD A[函館地方気象台] --> B[札幌管区気象台] B --> C[北海道開発局 開発建設部] B --> D[第一管区海上保安本部] --> E[船舶] B --> F[自衛隊] B --> G[北海道警察本部] B --> H[北海道] --> I[函館市] B --> J[渡島総合振興局] B --> K[消防庁] B --> L[NTT東日本・NTT西日本] B --> M[NHK札幌放送局] B --> N[報道機関] B --> O[北海道運輸局] B --> P[北海道電力(株) 北海道電力ネットワーク(株)] I --> Q[一般住民]</pre>	3. 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統は以下のとおりである。 <pre>graph TD A[函館地方気象台] --> B[札幌管区気象台] B --> C[北海道開発局 開発建設部] B --> D[第一管区海上保安本部] --> E[船舶] B --> F[自衛隊] B --> G[北海道警察本部] B --> H[北海道] --> I[函館市] B --> J[渡島総合振興局] --> K[住民等・官公署] B --> L[消防庁] B --> M[NTT東日本・NTT西日本] B --> N[NHK札幌放送局] B --> O[報道機関] B --> P[北海道運輸局] B --> Q[北海道電力(株) 北海道電力ネットワーク(株)] I --> R[一般住民]</pre>	道地域防災計画に合わせた修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
68	4 土砂災害に関する情報の収集・伝達 (略)	4 土砂災害に関する情報の収集・伝達 (略)	道地域防災計画に合わせた修正
71	第3項 災害時の広報 (略) 1. 市民に対する広報等の方法 市(企画対策部、総務対策部)および防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関(コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、新聞等)への情報提供をはじめ、広報車両、防災行政無線、緊急速報メール、函館市ANSINメール、市ホームページ、広報紙など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行い、誤報等による混乱の防止に万全を期する。	第3項 災害時の広報 (略) 1. 市民に対する広報等の方法 市(企画対策部、総務対策部)および防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関(コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、新聞等)への情報提供をはじめ、広報車両、防災行政無線、緊急速報メール、函館市ANSINメール、SNS、市ホームページ、広報紙など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行い、誤報等による混乱の防止に万全を期する。	道地域防災計画改訂に伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
71	2. 広報の内容 市（企画対策部、総務対策部）は、防災関係機関との連携を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握したうえで、市民等に対し次の情報について、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。 （略） (8) その他必要な事項	2. 広報の内容 市（企画対策部、総務対策部）は、防災関係機関との連携を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握したうえで、市民等に対し次の情報について、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。 （略） (8) 要配慮者等に必要な情報 (9) その他必要な事項	道地域防災計画改訂に伴う修正
72	第7項 災害情報の収集・統括および報告 （略） 2. 災害情報の総括および報告	第7項 災害情報の収集・統括および報告 （略） 2. 災害情報の総括および報告	
74	市（総務対策部）は、収集した災害情報および被害状況等を統括し、総務<u>対策部長</u>を通じて、災対本部長、災対副本部長へ報告するとともに、北海道地域防災計画に定める「災害情報等報告取扱要領」により速やかに渡島総合振興局長を通じて北海道知事へ報告する。 （略） 第3節 応援要請 （新設）	市（総務対策部）は、収集した災害情報および被害状況等を統括し、総務部<u>危機管理監</u>を通じて、災対本部長、災対副本部長へ報告するとともに、北海道地域防災計画に定める「災害情報等報告取扱要領」により速やかに渡島総合振興局長を通じて北海道知事へ報告する。 （略） 第3節 応援要請・支援 第5項 相互応援（受援）体制の整備 1. 北海道および他市町村との連携 市（総務対策部）は、北海道や他の市町村への応援要請または他の市町村に対する支援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備および受援体制を整えるものとし、必要に応じて被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置	危機管理監の設置に伴う修正 道地域防災計画に合わせた修正

頁	現 行		修 正 案		修正理由				
75	(新設)		付けるなど必要な準備を整える。 また、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の市町村からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮する。 特に、市各対策部における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行い、その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。 2. 防災関係機関との連携 市（総務対策部）は、あらかじめ、防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など必要な準備を整える。		防災基本計画改訂に伴う修正				
78	第4節 消防活動 (略) 第5項 救助・救急活動の優先 1. 市（消防部）は、地震などによる災害が発生したときは、警察・自衛隊・ボランティア等と連携し、救助・救急活動を実施する。 (救助・救急活動における優先原則) <table><tr><td>優先事項</td><td>摘 要</td></tr></table>		優先事項	摘 要	第4節 消防活動 (略) 第5項 救助・救急活動の優先 1. 市（消防部）は、地震などによる災害が発生したときは、警察・自衛隊等と連携し、救助・救急活動を実施する。 (救助・救急活動における優先原則) <table><tr><td>優先事項</td><td>摘 要</td></tr></table>		優先事項	摘 要	道地域防災計画に合わせた修正
優先事項	摘 要								
優先事項	摘 要								

頁	現 行		修 正 案		修正理由															
87	<table><tr><td>救命活動の優先</td><td>人命危険の大きい被災者の優先</td></tr><tr><td>重症者優先</td><td>重症者の優先</td></tr><tr><td>火災現場付近優先</td><td>火災現場付近の人命救助・救出の優先</td></tr><tr><td>要配慮者の優先</td><td>高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の優先</td></tr></table>	救命活動の優先	人命危険の大きい被災者の優先	重症者優先	重症者の優先	火災現場付近優先	火災現場付近の人命救助・救出の優先	要配慮者の優先	高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の優先	2. 市（保健福祉対策部）は、災害の規模など必要と認められるときは、<u>函館市社会福祉協議会へ防災ボランティアの派遣を要請する。</u> <u>要請を受けた函館市社会福祉協議会は要請に応じ、防災ボランティアを派遣し救助・救出活動を実施する。</u> 第2項 避難指示等の発令 （略） 3. 土砂災害時の発令基準等 以下の基準を参考に、降雨状況、今後の気象予測や災害発生の諸現象などを総合的に判断し発令する。	<table><tr><td>救命活動の優先</td><td>人命危険の大きい被災者の優先</td></tr><tr><td>重症者優先</td><td>重症者の優先</td></tr><tr><td>火災現場付近優先</td><td>火災現場付近の人命救助・救出の優先</td></tr><tr><td>要配慮者の優先</td><td>高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の優先</td></tr></table> (削除) 第2項 避難指示等の発令 （略） 3. 土砂災害時の発令基準等 以下の基準を参考に、降雨状況、今後の気象予測や災害発生の諸現象などを総合的に判断し発令する。	救命活動の優先	人命危険の大きい被災者の優先	重症者優先	重症者の優先	火災現場付近優先	火災現場付近の人命救助・救出の優先	要配慮者の優先	高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の優先	実情に即した修正
	救命活動の優先	人命危険の大きい被災者の優先																		
重症者優先	重症者の優先																			
火災現場付近優先	火災現場付近の人命救助・救出の優先																			
要配慮者の優先	高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の優先																			
救命活動の優先	人命危険の大きい被災者の優先																			
重症者優先	重症者の優先																			
火災現場付近優先	火災現場付近の人命救助・救出の優先																			
要配慮者の優先	高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の優先																			
<table><tr><th>警戒レベル</th><th>避難情報等</th><th>基 準</th><th>発令範囲</th></tr><tr><td>警戒レベル3</td><td>高齢者等避難</td><td>①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合</td><td>土砂災害危険度情報（以下「土砂災害危険度情報」という。）において、「警戒（赤）」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域等</td></tr></table>	警戒レベル	避難情報等	基 準	発令範囲	警戒レベル3	高齢者等避難	①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合	土砂災害危険度情報（以下「土砂災害危険度情報」という。）において、「警戒（赤）」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域等	<table><tr><th>警戒レベル</th><th>避難情報等</th><th>基 準</th><th>発令範囲</th></tr><tr><td>警戒レベル3</td><td>高齢者等避難</td><td>①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合</td><td>土砂災害危険度情報において、「警戒（赤）」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域等</td></tr></table>	警戒レベル	避難情報等	基 準	発令範囲	警戒レベル3	高齢者等避難	①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合	土砂災害危険度情報において、「警戒（赤）」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域等	記述の整理		
警戒レベル	避難情報等	基 準	発令範囲																	
警戒レベル3	高齢者等避難	①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合	土砂災害危険度情報（以下「土砂災害危険度情報」という。）において、「警戒（赤）」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域等																	
警戒レベル	避難情報等	基 準	発令範囲																	
警戒レベル3	高齢者等避難	①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合	土砂災害危険度情報において、「警戒（赤）」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域等																	

頁	現 行				修 正 案				修正理由
88	警戒レベル4	避難指示	⑤土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	当該前兆現象が発見された箇所およびその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む）	警戒レベル4	避難指示	⑤土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	当該前兆現象が発見された箇所およびその周辺の区域（土砂災害警戒区域等以外の区域で発見された場合を含む）	
	警戒レベル5	緊急安全確保	（災害発生を確認） ②土砂災害の発生が確認されたした場合	家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害が発生した箇所およびその周辺の区域（土砂災害警戒区域等以外の区域で発見された場合を含む。）	警戒レベル5	緊急安全確保	（災害発生を確認） ③土砂災害の発生が確認されたした場合	家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害が発生した箇所およびその周辺の区域（土砂災害警戒区域等以外の区域で発見された場合を含む。）	
88	5. 突発的な災害時において住民等に求める行動				5. 突発的な災害時において住民等に求める行動				
	突発的な災害の場合、市は避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、洪水や土砂災害に対して、住民等は、自ら下記の警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。				突発的な災害の場合、市は避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、洪水や土砂災害に対して、住民等は、自ら下記の警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。				
	また、津波について、住民等は、津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市からの避難指示を待たずに、自発的かつ速やかに立退き避難を行う。				また、津波について、住民等は、津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市からの避難指示を待たずに、自発的かつ速やかに立退き避難を行う。				

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																		
90	<table><tr><th rowspan="3">警戒 レベル</th><th colspan="3">住民等が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)</th></tr><tr><th colspan="2">洪水に関する情報</th><th rowspan="2">土砂災害に関する情報</th></tr><tr><th>水位情報 がある場 合</th><th>水位情報がない場合</th></tr><tr><td>警戒 レベル 2</td><td>氾濫注意 情報</td><td>・洪水警報の危険度分布 (注意)</td><td>・土砂災害に関するメッシュ 情報 (注意)</td></tr><tr><td>警戒 レベル 3</td><td>氾濫警戒 情報</td><td>・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布 (警戒)</td><td>・大雨警報 (土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ 情報 (警戒)</td></tr><tr><td>警戒 レベル 4</td><td>氾濫危険 情報</td><td>・洪水警報の危険度分布 (非常に危険)</td><td>・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ 情報 (非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ 情報 (極めて危険)</td></tr><tr><td>警戒 レベル 5</td><td>氾濫発生 情報</td><td>※ (大雨特別警報 (浸水害))</td><td>※ (大雨特別警報 (土砂災害))</td></tr></table> ※. 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報としている。	警戒 レベル	住民等が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)			洪水に関する情報		土砂災害に関する情報	水位情報 がある場 合	水位情報がない場合	警戒 レベル 2	氾濫注意 情報	・洪水警報の危険度分布 (注意)	・土砂災害に関するメッシュ 情報 (注意)	警戒 レベル 3	氾濫警戒 情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布 (警戒)	・大雨警報 (土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ 情報 (警戒)	警戒 レベル 4	氾濫危険 情報	・洪水警報の危険度分布 (非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ 情報 (非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ 情報 (極めて危険)	警戒 レベル 5	氾濫発生 情報	※ (大雨特別警報 (浸水害))	※ (大雨特別警報 (土砂災害))	<table><tr><th rowspan="3">警戒 レベル</th><th colspan="3">住民等が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)</th></tr><tr><th colspan="2">洪水に関する情報</th><th rowspan="2">土砂災害に関する情報</th></tr><tr><th>水位情報 がある場 合</th><th>水位情報がない場合</th></tr><tr><td>警戒 レベル 2</td><td>氾濫注意 情報</td><td>・洪水警報の危険度分布 (注意)</td><td>・大雨警報 (土砂災害) の危 険度分布 (注意)</td></tr><tr><td>警戒 レベル 3</td><td>氾濫警戒 情報</td><td>・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布 (警戒)</td><td>・大雨警報 (土砂災害) ・大雨警報 (土砂災害) の危 険度分布 (警戒)</td></tr><tr><td>警戒 レベル 4</td><td>氾濫危険 情報</td><td>・洪水警報の危険度分布 (非常に危険)</td><td>・土砂災害警戒情報 ・大雨警報 (土砂災害) の危 険度分布 (危険)</td></tr><tr><td>警戒 レベル 5</td><td>氾濫発生 情報</td><td>※ (大雨特別警報 (浸水害))</td><td>※ ・大雨特別警報 (土砂災害) の 危険度分布 (災害切迫)</td></tr></table> ※. 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報としている。	警戒 レベル	住民等が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)			洪水に関する情報		土砂災害に関する情報	水位情報 がある場 合	水位情報がない場合	警戒 レベル 2	氾濫注意 情報	・洪水警報の危険度分布 (注意)	・大雨警報 (土砂災害) の危 険度分布 (注意)	警戒 レベル 3	氾濫警戒 情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布 (警戒)	・大雨警報 (土砂災害) ・大雨警報 (土砂災害) の危 険度分布 (警戒)	警戒 レベル 4	氾濫危険 情報	・洪水警報の危険度分布 (非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報 (土砂災害) の危 険度分布 (危険)	警戒 レベル 5	氾濫発生 情報	※ (大雨特別警報 (浸水害))	※ ・大雨特別警報 (土砂災害) の 危険度分布 (災害切迫)	気象庁表現との整合
	警戒 レベル		住民等が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)																																																		
洪水に関する情報			土砂災害に関する情報																																																		
水位情報 がある場 合		水位情報がない場合																																																			
警戒 レベル 2	氾濫注意 情報	・洪水警報の危険度分布 (注意)	・土砂災害に関するメッシュ 情報 (注意)																																																		
警戒 レベル 3	氾濫警戒 情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布 (警戒)	・大雨警報 (土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ 情報 (警戒)																																																		
警戒 レベル 4	氾濫危険 情報	・洪水警報の危険度分布 (非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ 情報 (非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ 情報 (極めて危険)																																																		
警戒 レベル 5	氾濫発生 情報	※ (大雨特別警報 (浸水害))	※ (大雨特別警報 (土砂災害))																																																		
警戒 レベル	住民等が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)																																																				
	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報																																																		
	水位情報 がある場 合	水位情報がない場合																																																			
警戒 レベル 2	氾濫注意 情報	・洪水警報の危険度分布 (注意)	・大雨警報 (土砂災害) の危 険度分布 (注意)																																																		
警戒 レベル 3	氾濫警戒 情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布 (警戒)	・大雨警報 (土砂災害) ・大雨警報 (土砂災害) の危 険度分布 (警戒)																																																		
警戒 レベル 4	氾濫危険 情報	・洪水警報の危険度分布 (非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報 (土砂災害) の危 険度分布 (危険)																																																		
警戒 レベル 5	氾濫発生 情報	※ (大雨特別警報 (浸水害))	※ ・大雨特別警報 (土砂災害) の 危険度分布 (災害切迫)																																																		
	第4項 避難所の開設・運営 (略) 1. 避難所の開設 市 (教育対策部) は、「避難所の開設基準」に定める状況に至ったときは、できる限り速やかに市職員を避難所へ派遣し、施設の安全性を確認した後、施設管理者と連携を図りながら、避難所を開設する (緊急避難地、広域避難地および津波避難ビルを除く)。	第4項 避難所の開設・運営 (略) 1. 避難所の開設 市 (教育対策部) は、「避難所の開設基準」に定める状況に至ったときは、できる限り速やかに市職員を避難所へ派遣し、施設の安全性を確認した後、施設管理者と連携を図りながら、避難所を開設する (緊急避難地、広域避難地および津波避難ビルを除く) とともに、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーティションや段ボールベッ	道地域防災計画改訂に伴う修正																																																		

頁	現 行	修 正 案	修正理由												
91	3. 避難所運営の実務 市（教育対策部）は、「函館市避難所運営マニュアル」により、避難者およびボランティア等と協力し、避難所が廃止されるまでの期間、次のような運営実務を実施する。 なお、避難所の運営にあたっては、男女共同参画を推進するとともに、女性や子育て家庭のニーズに配慮に努める。 （略） （4）避難者の健康状態の把握（屋外避難者を含む） （略） 第7節 生活救援対策 第1項 応急給水 市（企業対策部）は、被災者の生命を維持するため、迅速に応急給水体制をとり、円滑な応急給水を実施する。 （略）	ド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。 3. 避難所運営の実務 市（教育対策部）は、「函館市避難所運営マニュアル」により、避難者およびボランティア等と協力し、避難所が廃止されるまでの期間、次のような運営実務を実施する。 なお、避難所の運営にあたっては、男女共同参画を推進するとともに、女性や子育て家庭等のニーズに配慮するほか、被災者の人間らしさを保てる環境を整備するため、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとなるよう実態とニーズの把握に努める。 （略） （4）避難者の健康状態の把握（屋外避難者を含む）、福祉的な支援 （略） 第7節 生活救援対策 第1項 応急給水 市（企業対策部）は、被災者の生命を維持するため、迅速に応急給水体制をとり、円滑な応急給水を実施する。 （略）	道地域防災計画改訂に伴う修正 道地域防災計画改訂に伴う修正												
94	3. 応急取水・給水の実施 市（企業対策部）は、次に示す方法により、災害時の応急取水・給水を行う。また、給水の方法は給水車等による搬送給水を基本とする。 <table><tr><th>項 目</th><th>取水・給水の方法</th><th>備 考</th></tr><tr><td>給 水 （飲料水）</td><td>浄水装置による給水</td><td>・搬送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源があるとき</td></tr></table>	項 目	取水・給水の方法	備 考	給 水 （飲料水）	浄水装置による給水	・搬送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源があるとき	3. 応急取水・給水の実施 市（企業対策部）は、次に示す方法により、災害時の応急取水・給水を行う。また、給水の方法は給水車等による搬送給水を基本とする。 <table><tr><th>項 目</th><th>取水・給水の方法</th><th>備 考</th></tr><tr><td>給 水 （飲料水）</td><td>浄水装置による給水</td><td>・搬送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源があるとき</td></tr></table>	項 目	取水・給水の方法	備 考	給 水 （飲料水）	浄水装置による給水	・搬送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源があるとき	
項 目	取水・給水の方法	備 考													
給 水 （飲料水）	浄水装置による給水	・搬送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源があるとき													
項 目	取水・給水の方法	備 考													
給 水 （飲料水）	浄水装置による給水	・搬送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源があるとき													

頁	現 行			修 正 案			修正理由
96			は、 <u>浄水装置</u> の確保等により給水する。			は、 可搬式浄水施設・設備 の確保等により給水する。	道地域防災計画改訂に伴う修正
	第４項 災害見舞金の支給および義援金、救援物資の受入れ・配分 (略) 3. 救援物資の受入れ・配分 <u>市（経済対策部）は、一般ボランティアの協力を得て、全国各地から送られてくる救援物資の受入れを実施し、市内郵便局や函館地区トラック協会等と締結した緊急物資の輸送に関する協定を活用し、物資の配分を迅速に実施する。</u> <u>救援物資の一次保管場所については、災害の状況や物資の搬入出の容易さなどの立地条件等を総合的に勘案して選定し、救援物資の管理・配送を実施する。</u>			第４項 災害見舞金の支給および義援金、救援物資の受入れ・配分 (略) 3. 救援物資の受入れ・配分 災害時において、国や北海道および他都市からの救援物資の受け入れや、調達物資等を大規模に集約するため、「函館市青果物地方卸売市場」（函館市西桔梗町 589 番地 25）等を救援物資拠点とする。また、協定に基づく民間施設の活用を図る。 市（経済対策部）は、救援物資拠点における物品の受入れ、仕分け、配分などを円滑に行うため職員を派遣する。また、協定に基づく事業者等への協力要請や 一般ボランティアの要請を行う。 市は各避難所へ救援物資等の輸送を行うものとし、事業者等の支援が必要な場合は、協定に基づき協力要請を行うものとする。			防災基本計画改訂に伴う修正
101	第１０節 ボランティアの受入れ・派遣 函館市社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、 且赤函館市地区 と連携して災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入れおよび派遣の体制をとる。 市（保健福祉対策部）は、地震などによる災害が発生したときは、函館市社会福祉協議会にボランティアの派遣の要請を行い、避難所の運営、 <u>救助・救出活動</u> や高齢者・障がい者などの介護、看護補助および被災建築物の応急危険度判定など、被災者の生活に密着した応急対策活動の実施を図る。			第１０節 ボランティアの受入れ・派遣 函館市社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、 関係団体 と連携して災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入れおよび派遣の体制をとる。 市（保健福祉対策部）は、地震などによる災害が発生したときは、函館市社会福祉協議会にボランティアの派遣の要請を行い、避難所の運営、高齢者・障がい者などの介護、看護補助および被災建築物の応急危険度判定など、被災者の生活に密着した応急対策活動の実施を図る。			道地域防災計画に合わせた修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
101	第1項 災害ボランティアセンターの設置・運営 (略)	第1項 災害ボランティアセンターの設置・運営 (略)	社会福祉協議会の意見 による修正
102	第2項 ボランティア活動拠点 市（保健福祉対策部）は、地震などによる災害が発生したときは、総合福祉センターをボランティア活動拠点として提供する。 また、被害地域の状況に応じて<u>児童館等</u>を提供し、被災現場での機能的なボランティア活動を支援する。	第2項 ボランティア活動拠点 市（保健福祉対策部）は、地震などによる災害が発生したときは、総合福祉センターをボランティア活動拠点として提供する。 また、被害地域の状況に応じて活動に適した公共施設等を提供し、被災現場での機能的なボランティア活動を支援する。	社会福祉協議会の意見 による修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由								
102	第3項 ボランティア活動の内容 ボランティアは、活動内容により、一般ボランティアと専門ボランティアに区別される。それぞれの活動内容は、次のとおりである。 「ボランティアの活動について」 <table><tr><th>一般ボランティア</th><th>専門ボランティア</th></tr><tr><td> ・災害・安否・生活情報の収集・伝達 ・避難所における炊き出し、<u>その他災害救助活動</u> ・避難所の運営補助 ・避難者の生活支援 ・応急救援物資、資材の輸送および配分 ・応急復旧現場における危険を伴わない軽微な作業 ・その他 </td><td> ・救助・救出 ・医療活動 ・被災建築物の応急危険度判定 ・外国語通訳 ・無線を使用した非常通信 ・特殊車両等による資機材、救援物資等の輸送 ・高齢者、障がい者等の介護・手話通訳 ・ボランティア活動の総括 ・PTSD（心的外傷後ストレス障害）対応 ・その他（弁護士による法律相談等） </td></tr></table>	一般ボランティア	専門ボランティア	・災害・安否・生活情報の収集・伝達 ・避難所における炊き出し、<u>その他災害救助活動</u> ・避難所の運営補助 ・避難者の生活支援 ・応急救援物資、資材の輸送および配分 ・応急復旧現場における危険を伴わない軽微な作業 ・その他	・救助・救出 ・医療活動 ・被災建築物の応急危険度判定 ・外国語通訳 ・無線を使用した非常通信 ・特殊車両等による資機材、救援物資等の輸送 ・高齢者、障がい者等の介護・手話通訳 ・ボランティア活動の総括 ・PTSD（心的外傷後ストレス障害）対応 ・その他（弁護士による法律相談等）	第3項 ボランティア活動の内容 ボランティアは、活動内容により、一般ボランティアと専門ボランティアに区別される。それぞれの活動内容は、次のとおりである。 「ボランティアの活動について」 <table><tr><th>一般ボランティア</th><th>専門ボランティア</th></tr><tr><td> ・災害・安否・生活情報の収集・伝達 ・避難所における炊き出し ・避難所の運営補助 ・避難者の生活支援 ・応急救援物資、資材の輸送および配分 ・応急復旧現場における危険を伴わない軽微な作業 ・その他 </td><td> ・医療活動 ・被災建築物の応急危険度判定 ・外国語通訳 ・無線を使用した非常通信 ・特殊車両等による資機材、救援物資等の輸送 ・高齢者、障がい者等の介護・手話通訳 ・ボランティア活動の総括 ・PTSD（心的外傷後ストレス障害）対応 ・その他（弁護士による法律相談等） </td></tr></table>	一般ボランティア	専門ボランティア	・災害・安否・生活情報の収集・伝達 ・避難所における炊き出し ・避難所の運営補助 ・避難者の生活支援 ・応急救援物資、資材の輸送および配分 ・応急復旧現場における危険を伴わない軽微な作業 ・その他	・医療活動 ・被災建築物の応急危険度判定 ・外国語通訳 ・無線を使用した非常通信 ・特殊車両等による資機材、救援物資等の輸送 ・高齢者、障がい者等の介護・手話通訳 ・ボランティア活動の総括 ・PTSD（心的外傷後ストレス障害）対応 ・その他（弁護士による法律相談等）	社会福祉協議会の意見による修正
一般ボランティア	専門ボランティア										
・災害・安否・生活情報の収集・伝達 ・避難所における炊き出し、<u>その他災害救助活動</u> ・避難所の運営補助 ・避難者の生活支援 ・応急救援物資、資材の輸送および配分 ・応急復旧現場における危険を伴わない軽微な作業 ・その他	・救助・救出 ・医療活動 ・被災建築物の応急危険度判定 ・外国語通訳 ・無線を使用した非常通信 ・特殊車両等による資機材、救援物資等の輸送 ・高齢者、障がい者等の介護・手話通訳 ・ボランティア活動の総括 ・PTSD（心的外傷後ストレス障害）対応 ・その他（弁護士による法律相談等）										
一般ボランティア	専門ボランティア										
・災害・安否・生活情報の収集・伝達 ・避難所における炊き出し ・避難所の運営補助 ・避難者の生活支援 ・応急救援物資、資材の輸送および配分 ・応急復旧現場における危険を伴わない軽微な作業 ・その他	・医療活動 ・被災建築物の応急危険度判定 ・外国語通訳 ・無線を使用した非常通信 ・特殊車両等による資機材、救援物資等の輸送 ・高齢者、障がい者等の介護・手話通訳 ・ボランティア活動の総括 ・PTSD（心的外傷後ストレス障害）対応 ・その他（弁護士による法律相談等）										
108	第13節 緊急輸送 （略） 市は、函館開発建設部、函館空港事務所、函館海上保安部、自衛隊、渡島総合振興局函館建設管理部、北海道警察函館方面本部および漁業協同組合等の協力を得て、自動車、船舶およびヘリコプター等の航空機や無人航空機などを活用し、災害時の緊急輸送手段の確保を図る。 第14節 建物対策 第1項 災害時の住宅の供給 1. 応急的な住宅の供給・修理 （略）	第13節 緊急輸送 （略） 市は、函館開発建設部、函館空港事務所、函館海上保安部、自衛隊、渡島総合振興局函館建設管理部、北海道警察函館方面本部および漁業協同組合等の協力を得て、自動車、船舶およびヘリコプター等の航空機や無人航空機などを活用し、災害時の緊急輸送手段の確保を図る。 第14節 建物対策 第1項 災害時の住宅の供給 1. 応急的な住宅の供給・修理 （略）									

頁	現 行	修 正 案	修正理由
112	(3) 建設型応急住宅の建設 <u>原則として住宅の設置は、知事が行う。</u> 第 5 章 個別災害対策計画 第 1 節 火山災害対策計画 (略)	(3) 建設型応急住宅の種類 プレハブ住宅、木造住宅の建設、ムービングハウス等の設置とする。 第 5 章 個別災害対策計画 第 1 節 火山災害対策計画 (略)	道地域防災計画改訂に伴う修正
134	第 2 項 予防対策 1 火山災害に対する防災力の向上 (1) 火山災害に関する防災知識の普及啓発 市および防災関係機関は、住民等の安全を確保するため、火山に関する基礎的な知識や危険区域、避難場所等の情報を記載した印刷物の作成・配布や広報紙、報道機関等のあらゆる手段や機会を通じ、災害時に適切な行動を行うために必要な防災知識の普及啓発に努める。	第 2 項 予防対策 1 火山災害に対する防災力の向上 (1) 火山災害に関する防災知識の普及啓発 市および防災関係機関は、住民等の安全を確保するため、火山に関する基礎的な知識や危険区域、避難場所等の情報を記載した印刷物の作成・配布や広報紙、報道機関等のあらゆる手段や火山防災の日（8月26日）などの機会を通じ、災害時に適切な行動を行うために必要な防災知識の普及啓発に努める。	道地域防災計画改訂に伴う修正
137	4 避難促進施設の指定等 (略) (2) 避難確保計画の作成 避難促進施設に指定された施設は、活火山法施行規則第 4 条に基づき、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な計画を作成し、市に報告するとともに、公表する。	4 避難促進施設の指定等 (略) (2) 避難確保計画の作成 避難促進施設に指定された施設は、活火山法施行規則第 4 条に基づき、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な計画を作成または変更し、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、市に報告するとともに、公表する。 市は、必要に応じて火山防災協議会に意見を求めつつ、警戒地域内の避難促進施設にかかる避難確保計画の作成および変更ならびに避難訓練の実施に関し必要な情報提供、助言等の援助を行い、施設所有者または管理者による取り組みの支援に努めるものとする。	防災基本計画改訂に伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																				
146	第 2 節 雪害対策計画 第 1 項 積雪災害対策 各道路管理者は、異常な降雪があったときは、交通が麻痺したり<u>集落</u>の孤立等で経済活動に支障をきたさないように除排雪を実施し、より早く通常の交通を確保するよう努める。 1 除雪実施責任者 (1) 国道の除雪は、函館開発建設部が行う。 <table><tr><th>種類</th><th>除 雪 目 標</th></tr><tr><td>第 1 種</td><td>昼夜の別なく除雪を実施し、交通を完全に確保する。</td></tr><tr><td>第 2 種</td><td>2 車線確保を原則とし、夜間除雪は通常行わない。</td></tr><tr><td>第 3 種</td><td>1 車線確保を原則とし、必要な待避所を設ける。夜間除雪は行わない。</td></tr></table> (2) 道道の除雪は、渡島総合振興局函館建設管理部が行う。 <table><tr><th>区分</th><th>交通量</th><th>除 雪 目 標</th></tr><tr><td>第 1 種</td><td>1,000 台/日以上</td><td>・ 2 車線以上の所定幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は<u>常時交通を完全に</u>確保する。 ・ 異常降雪時には、極力 2 車線確保を図る。</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2"><u>歩道除雪</u></td><td><u>所定の幅員を確保する。</u> <u>異常降雪時は、降雪後速やかに歩行に支障のない幅員を確保する。</u></td></tr></table>	種類	除 雪 目 標	第 1 種	昼夜の別なく除雪を実施し、交通を完全に確保する。	第 2 種	2 車線確保を原則とし、夜間除雪は通常行わない。	第 3 種	1 車線確保を原則とし、必要な待避所を設ける。夜間除雪は行わない。	区分	交通量	除 雪 目 標	第 1 種	1,000 台/日以上	・ 2 車線以上の所定幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は <u>常時交通を完全に</u> 確保する。 ・ 異常降雪時には、極力 2 車線確保を図る。	(略)		(略)	<u>歩道除雪</u>		<u>所定の幅員を確保する。</u> <u>異常降雪時は、降雪後速やかに歩行に支障のない幅員を確保する。</u>	第 2 節 雪害対策計画 第 1 項 積雪災害対策 各道路管理者は、異常な降雪があったときは、交通が麻痺したり<u>地域</u>の孤立等で経済活動に支障をきたさないように除排雪を実施し、より早く通常の交通を確保するよう努める。 1 除雪実施責任者 (1) 国道の除雪は、函館開発建設部が行う。 <table><tr><th>区分</th><th>除 雪 目 標</th></tr><tr><td>車道</td><td>新雪除雪は 5～10cm 程度の降雪量を目安として、気象条件、交通状況等を勘案し、道路交通に支障をきたすおそれがある場合に実施する。なお、大雪時もしくは大雪が予想される場合には、これによらず早期の除雪出動等適宜適切な除雪作業を実施する。</td></tr></table> (2) 道道の除雪は、渡島総合振興局函館建設管理部が行う。 <table><tr><th>区分</th><th>交通量</th><th>除 雪 目 標</th></tr><tr><td>第 1 種</td><td>1,000 台/日以上</td><td>・ 2 車線以上の所定幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は交通を確保する。 ・ 異常降雪時には、極力 2 車線確保を図る。</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td colspan="2">削除</td><td>削除</td></tr></table>	区分	除 雪 目 標	車道	新雪除雪は 5～10cm 程度の降雪量を目安として、気象条件、交通状況等を勘案し、道路交通に支障をきたすおそれがある場合に実施する。なお、大雪時もしくは大雪が予想される場合には、これによらず早期の除雪出動等適宜適切な除雪作業を実施する。	区分	交通量	除 雪 目 標	第 1 種	1,000 台/日以上	・ 2 車線以上の所定幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は交通を確保する。 ・ 異常降雪時には、極力 2 車線確保を図る。	(略)			削除		削除	道地域防災計画改訂に伴う修正 国の基準にあわせた修正 道地域防災計画に合わせた修正
種類	除 雪 目 標																																						
第 1 種	昼夜の別なく除雪を実施し、交通を完全に確保する。																																						
第 2 種	2 車線確保を原則とし、夜間除雪は通常行わない。																																						
第 3 種	1 車線確保を原則とし、必要な待避所を設ける。夜間除雪は行わない。																																						
区分	交通量	除 雪 目 標																																					
第 1 種	1,000 台/日以上	・ 2 車線以上の所定幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は <u>常時交通を完全に</u> 確保する。 ・ 異常降雪時には、極力 2 車線確保を図る。																																					
(略)		(略)																																					
<u>歩道除雪</u>		<u>所定の幅員を確保する。</u> <u>異常降雪時は、降雪後速やかに歩行に支障のない幅員を確保する。</u>																																					
区分	除 雪 目 標																																						
車道	新雪除雪は 5～10cm 程度の降雪量を目安として、気象条件、交通状況等を勘案し、道路交通に支障をきたすおそれがある場合に実施する。なお、大雪時もしくは大雪が予想される場合には、これによらず早期の除雪出動等適宜適切な除雪作業を実施する。																																						
区分	交通量	除 雪 目 標																																					
第 1 種	1,000 台/日以上	・ 2 車線以上の所定幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は交通を確保する。 ・ 異常降雪時には、極力 2 車線確保を図る。																																					
(略)																																							
削除		削除																																					

頁	現 行		修 正 案		修正理由								
146	(3) 市道等の除雪は函館市土木部が行う。		(3) 市道等の除雪は函館市土木部が行う。		市除雪計画改訂に伴う修正								
	<table><tr><th>種 類</th><th>除 雪 目 標</th></tr><tr><td>第 1、2 種 除雪路線</td><td>連続した降雪により 10cm 以上の降雪量があったとき、または、午前 7 時までに 10cm 程度の降雪量が予想されるとき等に新雪除雪を実施するほか、新雪除雪出動基準に満たない降雪量が連続し、車両の走行に支障が生じたとき、または予想されるとき等に路面整正を実施する。</td></tr><tr><td>第 3 種、生活 道路除雪路線</td><td>原則として降雪量が概ね 20cm 以上かつ、わだちの深さが 10cm を超えたとき等に新雪除雪を実施するほか、圧雪深が 25cm（第 3 種は 20cm）を超え、かつ、暖気、降雨等の気象条件によって路面状況の悪化が予想されるときに予防除雪を実施する。</td></tr></table>	種 類	除 雪 目 標	第 1、2 種 除雪路線		連続した降雪により 10cm 以上の降雪量があったとき、または、午前 7 時までに 10cm 程度の降雪量が予想されるとき等に新雪除雪を実施するほか、新雪除雪出動基準に満たない降雪量が連続し、車両の走行に支障が生じたとき、または予想されるとき等に路面整正を実施する。	第 3 種、生活 道路除雪路線	原則として降雪量が概ね 20cm 以上かつ、わだちの深さが 10cm を超えたとき等に新雪除雪を実施するほか、圧雪深が 25cm（第 3 種は 20cm）を超え、かつ、暖気、降雨等の気象条件によって路面状況の悪化が予想されるときに予防除雪を実施する。	<table><tr><th>種 類</th><th>除 雪 目 標</th></tr><tr><td>第 1、2 種 除雪路線</td><td>連続した降雪により概ね 10cm 以上の降雪量になったとき、または、午前 7 時までに 10cm 程度の降雪量が予想されるとき等に新雪除雪を実施するほか、新雪除雪出動基準に満たない降雪量が連続し、路面が圧雪またはワダチ状になり車両の走行に支障が生じたとき、または予想されるとき等に路面整正を実施する</td></tr><tr><td>第 3 種、生活 道路除雪路線</td><td>連続した降雪により概ね 20cm 以上の降雪量となり、かつ、ワダチの深さが概ね 10cm を超えたときに車道除排雪を実施するほか、圧雪深が概ね 15cm（生活道路は 20cm）を超えたとき、または、圧雪深が概ね 10cm を超え、かつ、暖気、降雨等の気象条件によって路面状況の悪化（ザクザク路面など）が予想されるときに車道除排雪を実施する。</td></tr></table>	種 類	除 雪 目 標	第 1、2 種 除雪路線	連続した降雪により概ね 10cm 以上の降雪量になったとき、または、午前 7 時までに 10cm 程度の降雪量が予想されるとき等に新雪除雪を実施するほか、新雪除雪出動基準に満たない降雪量が連続し、路面が圧雪またはワダチ状になり車両の走行に支障が生じたとき、または予想されるとき等に路面整正を実施する
種 類	除 雪 目 標												
第 1、2 種 除雪路線	連続した降雪により 10cm 以上の降雪量があったとき、または、午前 7 時までに 10cm 程度の降雪量が予想されるとき等に新雪除雪を実施するほか、新雪除雪出動基準に満たない降雪量が連続し、車両の走行に支障が生じたとき、または予想されるとき等に路面整正を実施する。												
第 3 種、生活 道路除雪路線	原則として降雪量が概ね 20cm 以上かつ、わだちの深さが 10cm を超えたとき等に新雪除雪を実施するほか、圧雪深が 25cm（第 3 種は 20cm）を超え、かつ、暖気、降雨等の気象条件によって路面状況の悪化が予想されるときに予防除雪を実施する。												
種 類	除 雪 目 標												
第 1、2 種 除雪路線	連続した降雪により概ね 10cm 以上の降雪量になったとき、または、午前 7 時までに 10cm 程度の降雪量が予想されるとき等に新雪除雪を実施するほか、新雪除雪出動基準に満たない降雪量が連続し、路面が圧雪またはワダチ状になり車両の走行に支障が生じたとき、または予想されるとき等に路面整正を実施する												
第 3 種、生活 道路除雪路線	連続した降雪により概ね 20cm 以上の降雪量となり、かつ、ワダチの深さが概ね 10cm を超えたときに車道除排雪を実施するほか、圧雪深が概ね 15cm（生活道路は 20cm）を超えたとき、または、圧雪深が概ね 10cm を超え、かつ、暖気、降雨等の気象条件によって路面状況の悪化（ザクザク路面など）が予想されるときに車道除排雪を実施する。												
第 5 節 航空災害対策計画													
第 2 項 応急対策													
(略)													
1 情報通信連絡系統													
航空災害が発生したときの情報の連絡系統は、次のとおりである。													

頁	現 行	修 正 案	修正理由
154			道地域防災計画改訂に伴う修正
	第6節 大規模停電災害対策計画 第1項 予防対策 1 電力施設および設備等に対する予防対策 (略)	第6節 大規模停電災害対策計画 第1項 予防対策 1 電力施設および設備等に対する予防対策 (略)	
155	(2) 市および防災関係機関の設備等 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。	(2) 市および防災関係機関の設備等 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。 また、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。	道地域防災計画に合わせた修正
	第2項 応急対策 4 応急活動体制 (略)	第2項 応急対策 4 応急活動体制 (略)	
157	(2) 北電ネットワーク道南統括支店は、電力施設および設備被害の軽	(2) 北電ネットワーク道南統括支店は、電力施設および設備被害の軽	

頁	現 行	修 正 案	修正理由
161	減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害応急対策を講ずるものとし、早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織道南統括支店支部を設置して非常災害対策活動を実施する。 また、大規模な災害が発生し、北電ネットワーク道南統括支店単独で早期停電解消が困難な場合に備え、本社、他電力会社および関係機関との連携・協力体制も整備する。 第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項 (略) 3. 避難経路の整備および消防用資機材の整備 第2章第7節「避難体制の整備」および第<u>1</u>章第3節「消防・救急体制の強化」の定めにより行う。	減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害応急対策を講ずるものとし、早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織道南統括支店支部を設置して非常災害対策活動を実施する。 また、大規模な災害が発生し、北電ネットワーク道南統括支店単独で早期停電解消が困難な場合に備え、本<u>店</u>、他電力会社および関係機関との連携・協力体制も整備する。 第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項 (略) 3. 避難経路の整備および消防用資機材の整備 第2章第7節「避難体制の整備」および第<u>2</u>章第3節「消防・救急体制の強化」の定めにより行う。	文言修正
170	第8節 地震防災上必要な教育および広報に関する事項 (略) 2. 地域住民等に対する教育・広報 市は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。 (略) (7) 各地域における避難対象地域、<u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>等に関する知識	第8節 地震防災上必要な教育および広報に関する事項 (略) 2. 地域住民等に対する教育・広報 市は、東日本大震災や令和6年能登半島地震など、これまでに国内で発生した大規模災害の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。 (7) 各地域における避難対象地域、<u>土砂災害警戒区域</u>等に関する知識	記述の整理 道地域防災計画改訂に伴う修正 記述の整理